The Japan Society of Archives Institutions NEWSLETTER No.101

JSAI
全国歴史資料
保存利用機関
連絡協議会

会報

The Japan Society of Archives Institutions
No.101　2017.3

ホームページアドレス　http://www.jsai.jp

第 42 回　三重大会特集号

目　　次

■大会テーマ・大会日程　2

■開会行事
会長あいさつ　全国歴史資料保存利用機関連絡協議会会長　杉山　正司　5
三重県知事あいさつ　三重県知事　鈴木　英敬　6
津市長あいさつ　津市長　前葉　泰幸　7
来賓あいさつ　国立公文書館理事　福井　仁史　8

■総　会　全史料協事務局　9

■委員会報告
学校アーカイブズと地域の組織・団体アーカイブズの保存のために―アンケートのまとめと課題―
調査・研究委員会　嶋田　典人・山本　太郎　11

■活動報告
日本におけるアーカイブズ・レスキュー活動のネットワーク―全史料協の災害対応を中心に―
国文学研究資料館　青木　睦　17
国立公文書館作成「日本におけるアーキビストの職務基準」について　全史料協事務局　新井　浩文　20

■大会テーマ研究会　博物館でアーカイブズ
大会趣旨説明　大会・研修委員会　23
報告①　三重県総合博物館のアーカイブズ業務について　三重県総合博物館　藤谷　彰　24
報告②　戸田市立郷土博物館とアーカイブズ・センター　戸田市立郷土博物館　吉田　幸一　28

■ポスターセッション　35

■研修会
A　視察（三重県総合博物館の見学）　茨城県立歴史館　石井　裕　44
B　アーカイブズ入門―組織におけるアーカイブズの役割―　京都大学大学文書館　西山　伸　46
C　展示照明としての LED を考える　国文学研究資料館　高科　真紀　50
D　太宰府市における行政文書の保存と公文書館の役割　太宰府市公文書館　藤田　理子　55
E　伊勢商人長谷川治郎兵衛家資料調査の概要　長谷川家資料調査委員会　門　暉代司　59

■大会参加記　川越町教育委員会　渡會　仁美　63
枚方市教育委員会　稲吉　昭彦　65

■第 42 回全史料協全国（三重）大会を終えて　三重県総合博物館　藤谷　彰　67
◇会員動向、お知らせ、編集後記　68

第 42 回全国歴史資料保存利用機関連絡協議会全国大会

三重県津市

大会テーマ　博物館でアーカイブズ

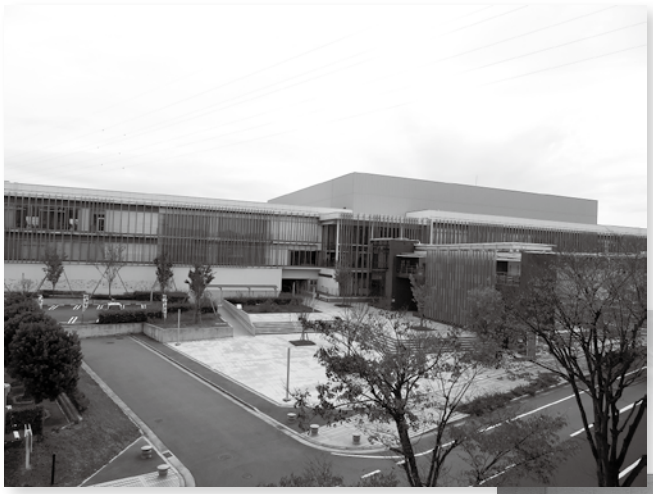

三重県総合博物館（MieMu）

三重県男女共同参画センター（フレンテみえ）

■期　日　平成 28 年 11 月 10 日（木）・11 日（金）
■会　場　三重県男女共同参画センター（フレンテみえ）
　　三重県総合博物館 (MieMu)
■主　催　全国歴史資料保存利用機関連絡協議会
■共　催　三重県
■後　援　独立行政法人国立公文書館　三重県教育委員会　津市　津市教育委員会
　　三重県歴史的・文化的資産保存活用連携ネットワーク　三重県博物館協会
■事務局　群馬県立文書館（大会・研修委員会）

大　会　日　程

11月10日（木）

9:30
視察参加者集合（三重県総合博物館ロビー → 3階レクチャールーム）
9:30 ～ 10:00

10:00
［研修A］視　察
三重県総合博物館の見学
10:00 ～ 11:30

11:00
受　付
（フレンテみえ 1階ロビー）
11:00 ～

移動・昼食・休憩
展示・ポスターセッション
（2階セミナー室A）
11:30 ～ 13:00

13:00
〔研修B〕（多目的ホール）
アーカイブズ入門
－組織におけるアーカイブズの役割－
13:00 ～ 14:00

〔研修C〕（セミナー室C）
展示照明としてのLEDを考える
13:00 ～ 14:00

14:00
休憩

14:10
〔研修D〕（多目的ホール）
太宰府市における行政文書の保存と公文書館の役割
14:10 ～ 15:10

〔研修E〕（セミナー室C）
伊勢商人長谷川治郎兵衛家資料調査の概要
14:10 ～ 15:10

15:10
休　憩（展示は15:10 ～ 17:00）

15:30
総　会（多目的ホール）
15:30 ～ 17:20

17:20
移　動

17:30
交流会（文化会館棟2階・第2ギャラリー）
17:30 ～ 19:30

11月11日（金）

9:00
受　付（フレンテみえ1階ロビー）
9:00 ～ 9:30

9:30
〔委員会報告〕（多目的ホール）
学校アーカイブズと地域の組織・団体アーカイブズの保存のために－アンケートのまとめと課題－
9:30 ～ 10:30

10:30
休　憩

10:40
〔活動報告〕（多目的ホール）
報告①
日本におけるアーカイブズ・レスキュー活動のネットワーク－全史料協の災害対応を中心に－
10:40 ～ 11:20

報告②
国立公文書館作成「日本におけるアーキビストの職務基準」について
11:20 ～ 11:40

11:40
昼食・休憩
展示・ポスターセッション
（2階セミナー室A）
11:40 ～ 13:00

13:00
〔大会テーマ研究会〕（多目的ホール）
博物館でアーカイブズ
趣旨説明　13:00 ～ 13:10
報告①
三重県総合博物館のアーカイブズ業務
13:10 ～ 14:00
報告②
戸田市立郷土博物館とアーカイブズ・センター
14:00 ～ 14:50

14:50
休　憩

15:00
討　論
15:00 ～ 16:20

16:20
閉会行事
16:20 ～ 16:30

視察（閲覧室）

視察（ミエゾウ全身骨格復元標本）

総　会

交流会

大会テーマ研究会

活動報告

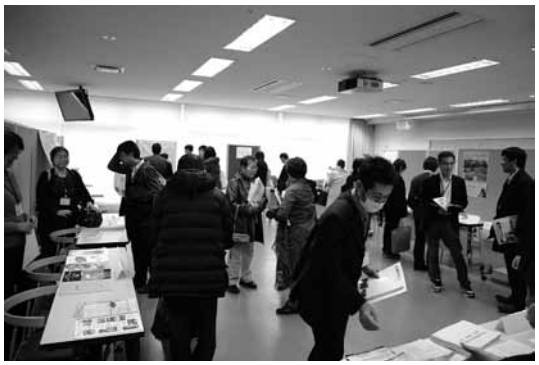

展示・ポスターセッション

閉会行事(次期開催地の相模原市立公文書館長挨拶)

開　会　行　事

会長あいさつ

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会
会長 **杉　山　正　司**

本日、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会第42回全国（三重）大会を、ここ三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」と三重県総合博物館 MieMu を会場に開催しましたところ、全国各地から大勢の皆様に御参加いただき、誠にありがとうございます。

また、御来賓の国立公文書館理事 福井仁史様には、御多用の中を御臨席賜り、心からお礼申し上げます。

さて、今大会のテーマは、「博物館でアーカイブズ」をとりあげました。今大会は三重県様に共催していただき、この地で開催されること自体、全史料協として非常に大きな意味があると思っております。それは本会場の三重県総合博物館 MieMu は総合博物館として、博物館機能に公文書館機能も主要業務として位置付けた博物館だからです。

これまで地方自治体の博物館や資料館においても、アーカイブズ機能を担ってこられた館もありましたが、三重県総合博物館 MieMu のように開館準備当初から公文書館機能を一体化して整備することを理念に掲げ、さらに利用者と共に作り、外部との積極的な連携を標榜していることは、今後の自治体の公文書館の進むべき一つの方向性を示したと言えるでしょう。

2016年9月に第18回 ICA ソウル大会が開催され、引き続き国立公文書館主催の ICA ソウル大会記念シンポジウムが東京で開催されました。この大会では、MLA 連携についてのセッションのテーマが設定され、活発な発言が数多く出されたことも、それを物語っています。ミュージアム（博物館）・ライブラリー（図書館）・アーカイブズ（文書館）が共に協働し、連携して機能していくことの必要性を、世界のアーキビストたちが志向していることを肌身で感じることができました。なかでも「MLA 連携の中では、アーカイブズが扇の要とならなければならない」という趣旨の、デービッド・リーチ ICA 事務総長の言葉が印象的でした。

杉山会長

このような MLA 連携という世界的潮流を、全史料協においてもいち早くとらえ大会テーマとして取り上げたことは、大変意義深いことといえます。

今大会が、全史料協の新たな活動に向けての道標となるとともに、一般の方々にも公文書管理の重要性と利活用について知っていただき、御支援をいただく契機となることを祈念して、私のあいさつとさせていただきます。

三重県知事あいさつ

三重県知事　**鈴　木　英　敬**

鈴木知事

みなさん、こんにちは。本日は、第42回全史料協全国大会が、盛大に開催されますこと、心からお祝いを申し上げたいと思います。伊勢志摩サミットが開催された記念すべき年に、今回の大会が本県で開催されますことを、大変うれしく光栄に思います。

また、全国各地から三重県にお越しいただきましたこと、県民を代表して、心から歓迎申し上げます。みなさまの中には、鳥取県や福岡市からお越しになられた方もいらっしゃると聞いております。鳥取県中部地震で被災された方々に心からお見舞い申し上げます。先日発生した博多駅前の道路の陥没も大きな事故になっていると伺っています。心からお見舞い申し上げます。

さて、ここで本日、みなさんが視察された三重県総合博物館と公文書館の話をさせていただきます。三重県総合博物館は平成26年に開館いたしましたが、開館に至るまでにはさまざまな紆余曲折があり、その中で公文書館の建設についても検討を行いました。議論を重ねた結果、公文書館機能を併せ持つ博物館を建設することが、県民サービスの向上につながるとの結論を得て整備を進めることとしました。歴史系と自然系の分野がある総合博物館と公文書館の一体的整備は、全国で初めての事例となりました。現在、総合博物館では、県民のみなさんに歴史的公文書の公開を行い、調査研究をさせていただいております。

総合博物館ではさまざまな企画展を開催してきましたが、今年の2月から3月にかけて、国立公文書館様との共催で「明治の日本と三重」をテーマとして、歴史的公文書を中心とした初めての企画展を開催させていただきました。国立公文書館様からは、戊辰戦争・廃藩置県・大日本帝国憲法発布などに関する歴史的な公文書を出品していただき、総合博物館が所蔵する三重県の誕生や明治の大合併などの公文書とともに展示し、非常に有意義な企画展となりました。これも、公文書館機能と博物館機能を併せ持つ博物館であるからこそ実現した企画であり、両機能を有する博物館の一体的な整備を行ってよかったと評価をしております。今後もいろいろな方々から御助言をいただき、機能の充実を図るとともに、成功事例を積み重ねてまいりたいと思います。改めて、国立公文書館様にお礼申し上げます。ありがとうございました。

最後になりますが、このような有意義な大会の後には、伊勢志摩サミットでも大変評価の高かった三重県の食を堪能していただき、三重県の観光地を訪れて、三重県の魅力を満喫していただきたいと思います。今回の大会の大成功を祈念して、私の挨拶といたします。誠におめでとうございました。

津市長あいさつ

津市長 **前　葉　泰　幸**

第42回全史料協の全国大会の開催を心からお喜び申し上げます。そしてようこそ三重県、そして津市にお越しをいただき、ありがとうございます。地元の津市長として心からご歓迎を申し上げます。

本日の午前中、皆様に三重県総合博物館「MieMu（みえむ）」をご覧いただいたようで、とても新しい博物館とお感じになられたと思います。「MieMu」は、平成26年のオープンであり、この前身にあたる三重県立博物館は、今から60年以上前の昭和28年に開館しまして、場所は津駅のすぐ西にありました。東海地方初の総合博物館だったと聞いております。その場所は、実は明治40年に関西府県連合共進会という博覧会が開かれたところで、この博覧会は日露戦争で中断して以降、再開された初の大会でございました。記録によりますと、60日間で77万9千人が訪れたといわれており、当時の津市の人口よりも多くの人が訪れた日が何日もあったという、大規模な博覧会であったようです。

その後、この博覧会場が三重県勧業陳列館になりまして、昭和28年に三重県立博物館となり、そして今、この新しい博物館「MieMu」になったと、そういう経緯でございます。立派な博物館をご覧いただくと、「津市はいいな、文化機能を全部、三重県にやってもらっているんだな」とお思いになられたのではないでしょうか。今回の全国大会の会場になっておりますこの総合文化センターも三重県立の施設です。実はその分、津市はスポーツ施設を担当しようということで、今、平成33年の「三重とこわか国体」に向け、新しい体育館を作っております。名前はご存

前葉市長

知いただいているかと思いますが、「サオリーナ」といいます。レスリングの吉田沙保里選手が付けました。当市ゆかりの吉田沙保里選手が三個目の金メダルを獲った時に、お祝いに差し上げる適当なものがなかったものですから、「新しい体育館を作りますので、名前をつけてください」とお願いしたところ、すぐに「じゃあ、『サオリーナ』にします」と命名していただいたという経緯がございます。スポーツと文化、しっかりと分け持ちながら、三重県においては県と市が仲良くやらせていただいております。

それでは、なぜ文化を大切にしているかということですが、現在の津市の区域には、中世の時は美杉の北畠氏などの有力な武将が各地におり、そして近世になりますと藤堂藩が中心になって発展しましたが、これらの拠点はすべて街道で結ばれておりました。伊勢街道を中心としまして、伊勢本街道、伊勢別街道といろいろな街道がございます。道があると当然、そこにお伊勢さんに参る人が行き交って、そして商いや物をつくるという人々の営みが発展します。そこには当然、文化も生まれますので、津市には文化を大切にするという土地柄ができてきたものと解釈をしております。今回はそのような津市にお越しをいただきましたので、ぜひ皆様方にこの津市

の文化的な雰囲気を味わっていただきながら、この全国大会で公文書、歴史的文書についての深いご議論をしていただけたらと思います。ようこそ津市にお越しをいただきました。よろしくお願いを申し上げます。

来賓あいさつ

国立公文書館理事　**福　井　仁　史**

福井理事

第42回全国歴史資料保存利用機関連絡協議会全国大会の開催に当たり、一言、ご挨拶を申し上げます。まず、このような盛大な行事に出席する機会が得られましたことを、心から感謝申し上げます。

本日、全国各地からご参集の皆様方は、公文書やその他の記録の収集、整理、保存及び利用のための実務や調査研究という、極めて重要な業務に長く地道に取り組んで来られた方々と承知しております。みなさまの日頃のご労苦に対し、心から敬意を表する次第であります。

本会場の三重県総合博物館は総合博物館でありながら公文書館でもあり、今大会においては、「博物館でアーカイブズ」のテーマのもと、研修会、報告等がなされると伺っております。私ども国立公文書館も、三重県総合博物館とは、昨年度、共催により「明治の日本と三重～近代日本の幕開けと鹿鳴館時代～」展を実施し、両館所蔵の歴史公文書等を同じ空間で展示させて頂きました。

言うまでもなく、自治体の公文書等は健全な民主主義の根幹を支える知的資源であり、その保存、公開は、極めて重要であります。この認識は、平成23年4月の「公文書等の管理に関する法律」施行以来、我が国において共有されつつあると思いますが、公文書あるいは地域史料の保存公開のための新組織を作るというところまでに至るところが大変少ないという現実も一方でございます。ご参加の皆様が、今大会で得た知見及びご議論の成果を、それぞれの立場で活かされることを通じて、我が国の適正な公文書管理のための活動がますます発展していくことを強く期待いたします。

さて、今年は国際公文書館会議ICAの4年に1度の大会が、韓国・ソウルにおいて9月5日から9月10日まで開催されました。今回のテーマは「アーカイブズ、調和、友情：グローバル社会における文化的感受性､正義、連携の確保」でした。前回大会を大幅に上回る114カ国から2千人を超える参加者を得て活発な議論が交わされました。現在、日本がICA東アジア地域支部議長国を務めていることもあり、同じ東アジア地域で開催されるICA大会への積極的参加を館から国内関係機関にお願いしましたが、最終的に日本からも全史料協の杉山会長、定兼副会長をはじめ60名以上にご参加を頂きました。この場をお借りして、全史料協の皆様のご協力、ご支援に深く感謝申し上げます。

引き続き、当館から皆様へのお願いがございます。来年2月から3月にかけて、当館と福岡共同公文書館との共催により同館において展示を実施することとしております。来年度も当館所蔵資料展を開催することとして、

現在会場を公募しているところでございます。当館と共同で展示を開催されたいという館におかれましては、ぜひ応募下さいますようお願いいたします。

また、国立公文書館では、デジタル化や展示の他にも、利用普及に力を入れております。昨年、友の会が誕生いたしました。また、ツイッターも順調にフォロワーを増やしております。是非機会がございましたら、当館ホームページ等にアクセスして下さいますようお願いします。これらに加え、昨年度、全国の公文書館にお願いして、それぞれの館が所蔵する資料の所在情報の調査をさせていただきました。各館の皆さんには大変熱心にご協力いただきましたこと、改めてお礼申し上げます。これによって全国のどの館がどのような資料をお持ちなのかという概略が分かるようになりました。将来的には、歴史公文書等がどこに所在しているのか、一体的に情報提供ができるようになることを展望しつつ、今年度は、対象を広げて調査を継続しているところです。引き続き、ご協力をいただけますようお願いいたします。

今後とも、本協議会を始めとするアーカイブズ関係機関及び関係者の皆様と共に、公文書館活動の更なる振興を目指し、連携協力の輪を広げていきたいと念願するところであります。

最後になりましたが、皆様方の一層のご活躍と全国歴史資料保存利用機関連絡協議会のますますのご発展を祈念し、私の挨拶とさせていただきます。

総　会

◆総会の概要について

議長には、金山正子氏（元興寺文化財研究所）及び大西愛氏が選出された。

◆議　事

議事の概要は以下のとおりである。

(1) 平成27年度事業報告、決算報告及び監査報告について

会長事務局から各委員会の事業報告及び決算について説明を行った。

特に平成27年度は、EASTICA(国際公文書館会議東アジア地域支部) の第12回総会及びセミナーが福岡県福岡市で開催されたことを受け、陣内会長、定兼副会長が出席したことなどが報告された。

また、決算の報告では、会長事務局から予算の流用、収入の状況及び各委員会費等の主な支出について概要の説明が行われた。

今回の決算報告から、繰越を含まない単年度の実質収支の項目が追加された。

質疑等は特になかった。

小島監事が欠席のため、佐藤副会長から監査結果の報告を行った。議案は原案どおり承認された。

(2) 平成28年度事業計画及び予算について

会長事務局、副会長事務局、各委員会からそれぞれ事業計画の説明を行い、続いて会長事務局から予算の説明を行った。

また、予算の説明と合わせて積立金設置運営要綱案の説明も行われた。

予算案については、役員の改選に伴う各事務局での引継旅費の増加や、会長事務局費及び副会長事務局費で韓国のソウルで開催される国際公文書会議（ICA）の総会への出席旅費が増額になっていること、大会・研修委員会では全史料協の平成25年度の東京大会か

総　会

ら平成27年度の秋田大会までの総会に不参加であった会員あてに総会資料を増刷して配布するための費用が増額となっていることなどが説明された。

さらに平成28年度予算から、特別会計という位置づけの積立金を設置し大規模災害の発生対応や周年事業用の資金とすることが提案され、その運営等について定めた積立金設置運営要綱案についても説明が行われた。

全史料協は昭和50年度に設立され現在41年目であるが、来るべき50周年に向けての積立としての位置づけであるという補足説明があった。

(3) 第22期（平成29年度・30年度）役員等の選出について

会長事務局から、第22期役員等について説明を行った。会長は岡山県立記録資料館・定兼学氏、副会長は北海道立文書館・髙田純氏と個人会員の佐藤勝巳氏、大会・研修委員長は尼崎市立地域研究史料館・辻川敦氏、調査・研究委員長は茨城県立歴史館・人見實德氏、広報・広聴委員長は富山県公文書館・白又康宏氏、関東部会長は群馬県立文書館・石原孝雄氏、近畿部会長は福井県文書館・辻岡雄幸氏、個人会員の理事は東洋大学法学部法律学科教授・早川和宏氏と国文学研究資料館准教授・青木睦氏がそれぞれ選出された。また、監事には鳥取県立公文書館・田中健一氏が選出された。

議案は原案どおり承認された。

◆報　告

報告の概要は以下のとおりである。

(1) 第21期（平成28年度）役員等について

会長事務局から、人事異動により会長が陣内会長から杉山会長に変更となったことが報告された。

(2) 旅費規程の一部改正について

会長事務局から、役員、委員会委員及び事務局職員等に支給される旅費を、宿泊料を現行の一泊上限5,000円から8,000円に改正したことの報告があった。

(3) 会員数の現況

会長事務局から、会員数の現況についての報告があった。

平成27年度の8月末と平成28年度の8月末を比較し、機関会員が入会4機関、退会が2機関で2機関増加し136機関、個人会員が入会9人、退会11人で2人減少し295人となったことが報告された。

(4) 第43回全国大会開催地について

大会・研修委員長から、平成29年度の全国大会は、平成29年11月9日(木)･10日(金)に神奈川県相模原市で開催予定との報告があった。

(5) 地域別協議会活動報告

関東部会・近畿部会の活動について、それぞれ両部会長から報告があった。

最後に、佐藤副会長による閉会のことばで総会が終了した。

（記録：全史料協会長事務局　渡辺彩香）

委員会報告

学校アーカイブズと地域の組織・団体アーカイブズの保存のために

―アンケートのまとめと課題―

調査・研究委員会　嶋田　典人・山本　太郎

はじめに

公文書管理法公布以来、地方公共団体のアーカイブズ機関では組織アーカイブズ（歴史公文書）に力点を置いたアーカイブズ論が強くなり、歴史公文書の保存と利用では成果を上げてきている。一方、地域アーカイブズに目を転じると、いわゆる「古文書」はその価値を見出しやすく、従来から収集・保存の対象とされてきた。このように歴史公文書と古文書が重視されてきた中で、近現代の組織・団体アーカイブズや学校アーカイブズは、これまで比較的見過ごされてきた傾向が強いのではないかと思われる。

そこで、今期（H27-28年度）の調査・研究委員会の調査活動は、地域の組織・団体アーカイブズ（特に近現代のもの）や学校アーカイブズに焦点を当てて、現状の把握と保存・活用に向けての課題を検討している。本報告では、昨年度実施したアンケート結果から見える現状や課題を中間報告する。この報告をふまえ、3月末をめどに報告書を完成し、全史料協ウェブサイトにアップする予定である。

1　地域の組織・団体アーカイブズに関する調査

⑴調査の趣旨

地域には地方公共団体以外にさまざまな組織・団体が存在する。地域の人々はそれらを通じて生存の基盤を確保し、結集して社会を動かしている。歴史公文書は極めて重要だが、

委員会報告

それのみではその時代の記録として豊かなものにはならない。そこで、地域に所在するさまざまな組織・団体のアーカイブズ（近現代のもの）に焦点を当て、現状の把握や保存・活用に向けた課題などについて検討したい。その際、提言を強く押し出すのではなく、傾向と事例を示し参考にしていただくスタンスを考えている。

⑵アンケートの実施と結果分析

27年度、アンケートを130機関（全国の地方自治体の公文書館＋全史料協機関会員のうちの地方自治体関係機関＋公文書館機能整備自治体）に送り、113機関から回答があった。

質問1（現状）では、60機関が現物を保存しており、4機関が複製物のみ保存、49機関が保存していない。

質問2（保存種別）では、全国で421件の組織・団体アーカイブズが記入された。種別

のうち最多は②（自治会・町内会・婦人会・青年団等）124件である。特に自治会・町内会のものが多い。これらは地域の人々の生活に密着した記録である。次に多いのが⑪（企業・銀行等）61件である。地域性の強い企業のアーカイブズが保存されている。そのほか⑫（産業組合）、④（文化団体・文化施設）も多い。都道府県と市区町村に分けて分析すると、1機関当たりでは都道府県が市区町村より多く保存している。複数市区町村にまたがるものは都道府県機関が、市区町村単位で完結する地域密着型のものは市区町村の機関が保存する傾向にある。首長と教育委員会に分けて分析すると、1機関当たりでは教育委員会機関が首長機関より多く保存している。種別に顕著な差は見られない。公文書館等（国立公文書館 HP 掲載）とそれ以外に分けて分析すると、1機関当たりでは公文書館等がそれ以外より多く保存している。種別に顕著な差は見られない。

質問3（保存の経緯）では、b「組織・団体からの寄贈・寄託」が多い。a「例規に基づく引継ぎ（移管）」は少ないが、行っているところもある。

質問4（保存の理由）では、c「地域資料としての価値」が多い。「a～dには、濃淡の差はあっても、すべての資料が該当する」という意見もあった。

質問6（調査・整理を行った例、あるいは調査・整理の依頼有無）では、「いいえ」が「はい」の倍以上ある。積極的姿勢の機関には依頼があるように、各機関の姿勢が反映していると思われる。「はい」の具体的内容では、管内の組織的な調査を行ったり、自治体史編さん事業時に調査をしたりした例が報告されている。

質問7（保存への関わり方）では、d「保存への関わりは難しい」が142で最多である。理由としては、③「収蔵スペース」②「人員」が多い。理念的には対象外とはしないが、現実的制約から困難と考える機関が多いことが読み取れる。自治体史編さん事業後の関わりへの根拠や理由が見出しにくいとする意見もあった。

質問8（散逸例、散逸の恐れのあるもの）では、「自治会の文書の廃棄」、「会社解散・引越時の散逸」、「労働組合解散時、事務局資料が散逸」、そのほか自治体史編さん事業後、散逸した例などが報告されている。

質問9（散逸を防ぐことができた例）では、地域にアーカイブズ機関があることによって、地域の組織・団体アーカイブズが散逸の危機を免れた事例が報告されている。

質問10（保存・公開に対する考え方）では、主に次の5パターンに分けられる。①「積極的に収集・保存に関わりたい（関わるべき）」、②「第一義的には各組織・団体が対応、解散・消滅等で持ちきれなくなった場合は地元自治体が受け皿」、③「所蔵する組織・団体が対応すべき、自治体は保存の助言」、④「所蔵する組織・団体が工夫すべき」、⑤「親機関の組織アーカイブズが優先のため、地域の組織・団体アーカイブズに関わることは現時点では難しい」。

質問11（自由意見）では、アーカイブズ機関が資料の公開・活用の意義・方法・事例等について親しみやすい形で発信していく必要があるという意見や、アーカイブズ資料全てを公文書館が包摂するのではなく、他機関との収集保存の役割分担も適切に行う必要があるという意見などが寄せられた。

⑶現状と展望

理念的に近現代の組織・団体アーカイブズを対象外とする機関もあるが、多くは対象外としていない。重要性は共通に認識されており、限界がある中で可能な範囲で保存されている（一定の受け皿として機能している）ことが分かった。

保存と利用をより前向きに進めるために、各アーカイブズ機関ができることは次のよう

なことが考えられよう。

①地域の各組織・団体が自らアーカイブズの保存ができるような情報の提示。②各組織・団体の解散・消滅・移転等の際、相談窓口となりうることの周知。③各アーカイブズ機関で所蔵する組織・団体アーカイブズのＰＲ。④アーカイブズ機関と地域の組織・団体やその関係者との「つながり」の保持。⑤協力者の広がり（図書館・博物館等との連携、住民の力の活用など）。

（報告：倉敷市歴史資料整備室　山本太郎）

委員会報告（フロアーから）

２　学校アーカイブズに関する調査

⑴調査の趣旨

学校アーカイブズとは、学校の記録資料（現用のものを除く）のことである。学校は地域の中にあって地域社会と共にある教育機関・組織である。学校アーカイブズは地域の重要なアーカイブズである。職員が作成または取得した公文書で、「機関（組織）アーカイブズ」である。公文書の枠に収まり切らない種類もある。

行政の機関アーカイブズは調査・研究の対象にされてきたが、学校アーカイブズは関心の外に置かれてきた傾向にある。最近の学校統廃合の進行により、学校アーカイブズは散逸・滅失の危機的状況にある。

そこで、学校アーカイブズに焦点を当て、現状の把握や保存・活用に向けての課題などについて検討したい。

⑵アンケートの実施と結果分析

アンケートは、地方公共団体のアーカイブズ機関に収蔵されている学校アーカイブズを対象とし、引継ぎ（移管）、収集、保存、公開、例規、学校統廃合等について尋ねた。

検討にあたり、対象機関を所管部局（①学校を所管する教育委員会と②首長部局）、および施設の性格（③国立公文書館のホームページに掲載されている機関と④それ以外）で区分し、これを①③（教育委員会所管の公文書館、13機関）、①④（教育委員会所管の公文書館以外、38機関）、②③（首長部局所管の公文書館、50機関）、②④（首長部局所管の公文書館以外、19機関）の４グループに分け分析した。また、都道府県、政令市、市（政令市以外）、区、町ごとの分析も行った。

４グループの共通点は、保存＞非保存＞複製物保存の順で、多くが学校アーカイブズを保存対象としている。機関による学校での調査・整理あるいは依頼の有無を問う質問では、「なし」>「あり」。学校統廃合への対応に関し、学校からの相談依頼や引継ぎ・収集は、「なし」＞「あり」。今後、地域内（自治体内）の学校アーカイブズの調査・引継ぎ・収集などの計画は、「なし」>「あり」。保存に関しては、「必要とされれば助言」＞「積極的に関わりたい」＞「各学校主体的に」であった。保存が難しい理由は、「スペース」≧「人員」≧「予算」＞「整理の難しさ」である。

①④（教育委員会所管の公文書館以外）と①③・②③・②④の相違を述べる。

①④は引継ぎ（移管）がなく学校からの収集である。学校外、例えば個人からの収集も多い。「公開している」＞「公開していないものがある」であった。収集の経緯は、「学校からの依頼」＞「その他」＞「機関からの要請」で、学校と近しい関係が読み取れる。

なお、①④のすべての機関で引継ぎ（移管）の例規が定められておらず、かつその必要性がないと回答があった点は強調しておきたい。

①④の内の2つの博物館では、「博物館は基本的に対応機関でない」、「博物館資料として保存すべき。特別明確化する必要はない」という意見。2つの図書館でも、「図書館が行う計画はない」「図書館では地域資料として収集」としている。

次に4グループの相違である。

①③（教育委員会所管の公文書館）は、「学校教職員への研修を行う等、自治体または教育委員会が主体的な方針」、「学校アーカイブズについては、基本的にその学校が主体的に考えて進めるべき」、「県立学校は地域性が強く、例規にしたがって一律文書館に引き継ぐことに抵抗感」等、教育委員会や学校の主体性を重視する意見や、「『モノ資料』を含めてのマクロ的（学校資料論的）視点」の必要性を指摘する意見があった。

①④（教育委員会所管の公文書館以外、博物館・図書館は除く）は①③と類似。古文書館・史料館は「公文書を保存する機関ではない」とする意見。また、「統廃合後引き継ぐ施設が保存・公開すべき」とは、引き継いだ新設校など別組織での保存・公開とする意見である。

②③（首長部局所管の公文書館）では①③と類似点と相違点がある。「教育委員会または学校所轄である（複数回答）」。つまり、別組織で保存･公開すべきとする意見は類似点。一方、「公文書管理条例に基づく引継ぎと公開。それ以外は学校が保存管理を行ない、学校長の責任において公開するもの」という意見がある。条例ができると、行政機関間がシームレスな（垣根の無い）関係になり、統一的な文書管理ができ、教育委員会や学校からの引継ぎ（移管）がスムーズに行われるようになる。

また、「本来は、例規に基づいた定期的な移管を実現すべきである。記録資料だけでなく、モノ資料の扱いをどうするか要検討。博物館との連携も必要」、「首長部局以外の引継ぎは協議の上、すべて引き継がれるわけでない」、「例年の引継ぎを、例規にのっとって行っているが、移管される文書は事務・庶務的な文書が多い。主要な文書は過去の慣習に沿って、永年保存のような形で学校に残される場合が多いように感じる（学校ごとに差異はあるが）。文種も独特であるため、選別や保存も他の組織文書とは別に考える必要もあり」等の意見がある。これらに共通するものとして、条例等例規に基づき移管されるものとそれ以外の扱いをどうするかという課題が見える。

統廃合校への対応に関しては、まだ学校が存在する内に、散逸の恐れがあるとして文書館が学校に出向き学校アーカイブズの説明と収集への道筋を付ける事例があった。

「学校の管理職を対象とする研修会等を通じて、学校アーカイブズの保存についての意識の喚起を図っていきたい」、「教育委員会（教育センターも含む）との連携が必要」、「保存や公開に関しては作成組織（学校）側との連携」等の意見は、教育委員会（教育センターも含む）や学校との連携、研修の必要性を述べたもの。「資料保存関係機関はアドバイザー的立場であるべき」、「保存・公開のマニュアルやパンフレットを作成し、普及していくことが望ましい」等、アドバイスと普及を望む声もある。

②④（首長部局所管の公文書館以外）は総務課など文書主管課や自治体史編纂室などであるが、②③と類似する。「学校アーカイブズの引継ぎ等に関する例規がない。先行している自治体から、具体的な内容、運用方法について御教示いただきたい」、「公文書管理条例整備予定である」、「例規改正について必要に応じて検討」など、条例等例規整備を求め

る意見がある。

アンケート別表2では、保存している学校アーカイブズの種類の分析を行った。表中に示した44種類それぞれの保存施設数を降順に見ると、「創立周年記念誌等」が41施設で最も多く、次に「学校要覧」が38施設、「学校沿革史（誌）」が34施設で保存されている。平均種類数は、①③＞②③＞②④＞①④で、公文書館がそれ以外を上回っている。

基礎自治体の機関には、上位5位以内に写真が入っている。学校・地域・住民と近しい関係にあるために、学校に関わる写真アーカイブズのきめ細かな収集ができていることがうかがえた。

⑶現状と展望

学校アーカイブズを保存対象とする機関では、「例規による引継ぎ（移管）」の実施機関と「収集だけ」の機関があった。公文書として取り扱わない機関や保存対象としない機関があった。教育委員会や学校が主体的に考えるべきとの意見があった。公文書管理の観点からは、学校における現用文書・記録管理の実態把握や学校アーカイブズの評価・選別基準の作成、さらには恒常的な公開システムの構築が望ましい。地方公共団体のアーカイブズ機関が、現状をふまえ、かつ他機関の実情を知り、今「できること」を考える一助となれば幸いである。

（報告：香川県立文書館　嶋田典人）

【質疑応答】

大野照文（三重県総合博物館）：学校は色々な教育をその仕組みの中で行っており、そこにはさまざまな成果があり、面白いものがあるように思う。探求活動の成果や閉校した学校の活動を何らかの形で保存するようなシステムが考えられているのだろうか。学校アーカイブズの中で保存すべきものはどのようなものがあると考えているか。

報告者（嶋田）：引継ぎ（移管）の場合、学校から送られてくる廃棄リストを見ると、入試とか服務関係、人事関係、学校の管理に関する公文書があり、それを文書館で選別するのが現状である。児童・生徒の生活・活動記録をどう保存していくかというのは悩ましいところである。学校統廃合になれば一括して収集できるが、学校に対して文書館がどう働きかけていくのかは難しいのが現実。

今井規雄（草加市役所）：一般行政職から教育委員会に異動となり、市長から風穴をあけて来いと言われてきたが、学校現場・教育委員会にはなかなか風穴を開けることはできない。文化が違うところがある。資料保存の部分においても指導主事、学校現場はあまりそういうことを意識していないというのが実際である。これを何とかしていかないといけない、教員養成の中でも資料保存というのを挙げてもらいたい、というのが私の希望としてある。また学校アーカイブズとしてどのような物があるか確認したいので、報告書などにまとめられる場合は是非その資料を挙げていただきたい。

林美帆（あおぞら財団付属西淀川・公害と環境資料館）：私どもは民間のアーカイブズで、組織のアーカイブズを持っており、公害資料、公害裁判の資料を公開している。他地域の公害裁判資料はさまざまで、図書館や地域資料館のようなところに入った資料は非常に幸せなことだと思っている。裁判が終わって組織が高齢化し、資料を引き取ってほしいという話になった時に、環境部局や保健部局に行ってしまい、それらの部局がそのまま資料館を作ってしまい後悔しているということがある。学芸員が配置されない、アーキビストがいないという状態になったり、行政が資料を持ってしまったために情報公開制度で公開するなど、今までのような公開が出来なくなり、非常に不幸な状態になっているところもある。こうした行政機関の部局で組織アーカイブズを抱えてしまうという状態は、公害

資料の話だけではなく、人権資料の問題など色々あると思うが、今回はそうした部分は調査の対象になるのか。

報告者（山本）：非常に重要な指摘だが、この調査に関しては自治体の組織が持っている以外の地域の組織団体アーカイブズに焦点を合わせて調査をしており、組織の部局が持っているものについては、今回は調査対象には入っていない。今後の課題と考えている。

（林）：ぜひその部分に対して全史料協の人たちがカバーできるように働きかけていってほしい。

田村和浩（茨城県立歴史館）：茨城県立歴史館も小学校の教育資料の調査を平成7年度から続けている（平成36年度終了予定）。こうした事業からは地域の文化が良くわかる。茨城県立歴史館は三重県と同じように博物館と公文書館が一緒になっており、初めて当館でもアーカイブズの部分、公文書館機能に焦点を当てたアーカイブズ展を来月3日から始める。その中ではテーマを小学校の教育資料、そこから見える地域の現状といったものを展示することを始めようと考えている。今後展示の中で小学校の資料というのは非常に重要になってくると予想している。今回の発表を今後色々なところで使える形でまとめていただきたい。

定兼学（岡山県立記録資料館）：今回この報告は勉強になり、インパクトを受けたが、「アーカイブズ機関の守備範囲がどうなのか」という問題と「アーカイブズがどうなっているのか」という問題が錯綜している感じがした。わたくしたちのところに届く資料と比較して、他とは違うことがわかり参考になった。学校アーカイブズに関しては「現状の学校アーカイブズはどうなっているのか」、「学校はどのようなアーカイブズがあるのか」という二つがあると思う。このあたりは報告書を読んだ後に、もう一度考えたいと思う。またこれ以外に色々なアーカイブズがあり、プライベートなメモリアルもまたアーカイブズとなる。要するに、公にも色々な公があって、色々な立場で考える素材がいただけたと思う。

報告者（山本）：「アーカイブズ機関の守備範囲」という問題については、各機関それぞれ設置目的があり、公文書限定のところもあれば、地域資料を収集・保存しているところもある。今回は一律に提言というのは難しく、地域・団体アーカイブズの扱いについてはそれぞれの違いがあるので、全国的な傾向を示して、事例として参考にしていただければというスタンスで行っている。

報告者（嶋田）：「アーカイブズの守備範囲」についてだが、今回の意見の中にも、モノ資料を含めた学校資料論的な考え方をとるべきだというものもあった。アンケートに示した44種類の中にはモノ資料も入れている。私の気持ちとしては学校の門札・バッチなど、オリジナルなモノ資料は含めても良いのではないかと思う。しかし学校に幾ばくか残されているオルガンのようなものはアーカイブズの守備範囲から外れるのではないか。また地域から寄贈されたものも学校の中にたくさんあり、生徒の作品等もアーカイブズだと思う。

（記録：岡山県立記録資料館　前田能成）

活動報告

日本におけるアーカイブズ・レスキュー活動のネットワーク

―全史料協の災害対応を中心に―

国文学研究資料館　青木　　睦

国立公文書館作成「日本における アーキビストの職務基準」について

全史料協事務局　新井　浩文

青木報告

日本におけるアーカイブズ・レスキュー活動のネットワーク

はじめに

災害が「起きるのか」「起きないのか」ではなく「今起きたら､どうするか」。この「今」という言葉を自覚させられる昨今、しっかりとした日常管理と防災計画の策定、発災時の緊急対応が重要なのである。

平成28年4月14日に起こった熊本地震では、一般家屋だけでなく、宇土市役所をはじめとする自治体庁舎も損壊し、公文書等に被害が及んでいる。全史料協では、4月28日付けで「熊本地震被災地における公文書等の保全・保存に関する要望書」を会長名で内閣総理大臣宛てに提出したほか、本会が属している文化財防災ネットワークの会議に参加し、今後の対策についての協議を行ってきた。

本報告では、こうした災害発生から現在まで、どのような形でレスキュー活動が行われているのかを紹介するとともに、文化財防災ネットワークにおける全史料協の役割、今後の課題等について考えてみたい。

1　アーカイブズと災害

昨年9月、ソウルで開催されたICA2016大会では、国、地方公共団体、研究機関の代表3名がパネリストとなって理論的・実務的な見地から発表を行い、日本のアーカイブズにおける防災および災害対応の現状を世界のアーカイブズ関係者と共有し、国際的な連携

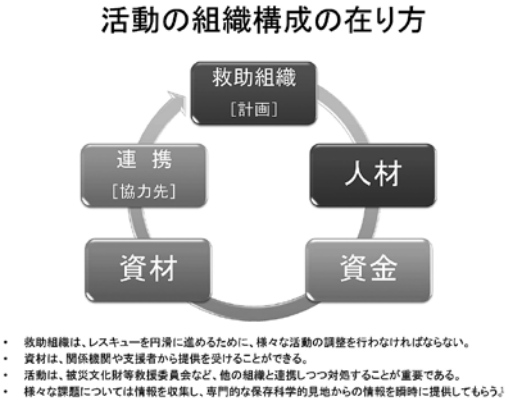

の可能性を探ろうとした。発表において、青木は「日本におけるアーカイブズ・レスキュー活動のネットワーク―被災文書の復旧と保存」と題して、日本全国の専門家やボランティアベースで協働したアーカイブズ・レスキュー活動の東日本大震災後5年の歩みを報告し、近年の集中豪雨、さらに、ICA 大会の10日前の台風10号の被害についても触れた（発表代理：高科真紀）。

こうした活動の前史には、1966年フィレンツェの洪水、95年の阪神・淡路大震災があり、ICA 防災委員会委員長であったイングマル・フロイドが「ことわざに言うように、悪いことが起こる時にはたいていそこから何か良いことも生ずるものだ」と語ったように、これら活動を通して私たちは世界のアーキビスト、コンサベータとともに多くの知見と技術を蓄積してきた。

それは、第一にしっかりとした日常の保存管理こそ、優れた危機管理、万全の防災対策であり、第二には、被災した際には、受援のための心の準備と支援ネットワークの必要性である。

東日本大震災の被災直後の状況を振り返る時、阪神・淡路大震災時の経験から、1か月以内に阪神・淡路当時以上のレスキューが動かないとたいへんなことになるだろうと想像していた。そして、もしこれまでの経験を活かすならば、阪神・淡路大震災時にできなかったことを視野に入れるべきだ、と考えた。発災から20日あまり経た時期に、神戸市水道局の職員自殺というニュースが流れたことを覚えておられるだろうか。ライフラインの復旧のために不可欠な水道施設の図面が被災をしていたのだ。行政文書を利用しやすい形で復旧できなかった。それが、阪神・淡路大震災の時に青木の脳裏に深く残っていた。

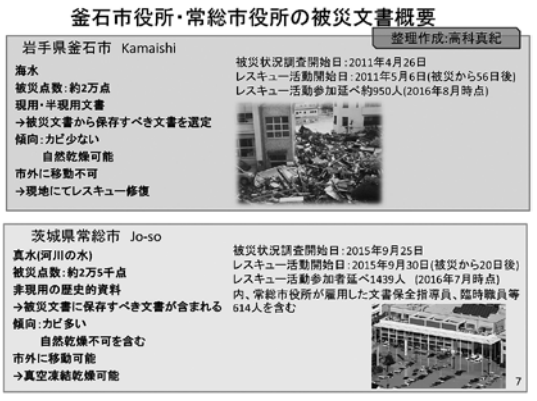

2　東日本大震災におけるレスキュー態勢

平成23年4月、文化庁の要請により早々に文化財・美術関係諸団体等が結集して、被災文化財等救援委員会を立ち上げ、岩手･宮城･福島・茨城の各県内の被災博物館・資料館等で、地域の貴重な文化財等の救援にあたってきた。2年間の活動によって被災県から要請のあった90を超える施設等の展示・所蔵文化財等を大量に救い出すことができた。この救援委員会に呼応して全史料協でも5月､「東日本大震災臨時委員会」を設置し、被災地における公文書等の保全・保存に関する要望書の提出や陸前高田市の被災公文書レスキュー活動を行った。

いっぽう歴史資料ネットワーク（史料ネット）は阪神・淡路大震災をきっかけに組織された活動であるが、事務局のある仙台市の東北大学川内北合同研究棟も被災しながらも、NPO 法人宮城歴史資料保全ネットワーク（宮城資料ネット）が活動を開始していた。

3　人材育成と重要なトレーニング場となる被災地

こうした被災地でのレスキューという実体験の場には、多くの若い方々が参加してくれた。ここで被災資料の救助にあたれる若い方々が育たなければと、人材育成を被災地で考え、協働しながら情報を共有してきた。

本報告では、釜石市での津波被災公文書のレスキューの事例、庁舎倒壊の被害を受けた遠野市や大槌町の事例等を紹介した。あわせて平成27年の関東・東北豪雨によって、鬼怒川が氾濫し、常総市の文書庫が被災した事例、翌28年4月の熊本地震による宇土市役所等7市町の被害状況も概観した。

前述した被災文化財等救援委員会に参画した全史料協を含む団体・機関を中心に、平成26年9月に「文化財防災ネットワーク推進会議」（推進本部：国立文化財機構）が設置された。全国的な災害時の緊急対策組織構築への動きである。

おわりに

東日本大震災で犠牲となった自治体の職員は、330人に及ぶ。被災地にはアーカイブズが設立されていなかったため、各自治体の職員がレコード・マネージャーであり、アーキビストの役割を担っていたともいえる。まさに、私たちの仲間が犠牲となったということは、忘れてはならない。

これまでに救出されたアーカイブズは、その多くが応急処置の段階を終え、一時保管に移っているが、保管環境としてはけっして望ましいものではない。これらの保管環境の改善や、資料そのものの保存状態の確認などを今後も継続的に実施していく必要がある。

同時に、より根本的には制度的な問題を解決しなければならない。大規模自然災害が発

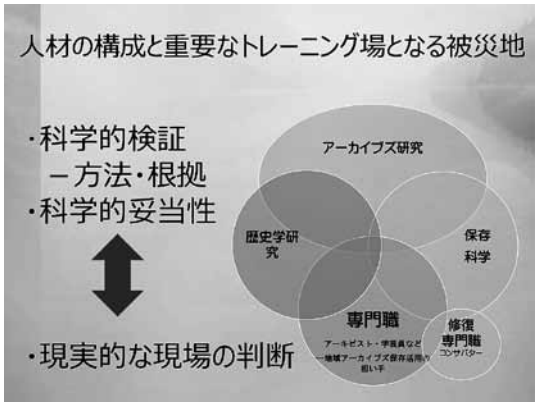

生し、アーカイブズにも被害が発生したときの対策としては以下の事柄が必要になる。
・速やかな全国的緊急対策組織の立ち上げ
・被災地域の対策組織の立ち上げ
・人材・資金の確保

日本ではほぼ日常的に局所的な自然災害が発生しており、そのような場合に、即座に対応が可能な常設のレスキューチームが国立公文書館に設立された。しかし、どのような実践をするか、という問題は、容易には解決はできない。

本報告で紹介したアーカイブズのレスキュー活動は、じつはこれも一部分でしかない。しかし、このような活動を通して、私たちが人類の記録遺産をいかにして残していくか、そのための活動がどのようにできるか、ということを考える素材のひとつとして、報告させていただいた。

（配布資料整文：福井県文書館　柳沢芙美子）

新井報告

国立公文書館作成「日本におけるアーキビストの職務基準」について

はじめに－これまでの経緯について－

平成28年4月8日、国立公文書館より会長事務局に対し、第13回アーカイブズ関係機関協議会において、別添の「日本におけるアーキビストの職務基準（案）」（以下、「職務基準案」）の検討を行いたく、各会で意見を持ち寄って欲しい旨の連絡が入った。同月13日、同協議会まで時間がないことから、事務局では役員へこの旨をメールし、意見募集を行った。4月20日に、再度意見募集を行った結果、寄せられた意見を全史料協の意見としてまとめ提出した。

活動報告

4月27日、第13回アーカイブズ関係機関協議会が開催された。参加者は12名（国立公文書館・ARMA International 東京支部・記録管理学会・日歴協・日本アーカイブズ学会・全史料協・（公）日本文書情報マネジメント協会等）。同会議の結果、7月末日までにより幅広く各会にて会員から意見聴取を行うことに決まり、6月8日に開催した第1回全史料協役員会にて、全会員への意見募集について了承された。7月12日、会員に対して意見募集の通知を発送。その後、これまで事務局宛てに役員と会員から寄せられた以下の意見12件（機関会員6・個人会員6）をとりまとめ、8月8日に国立公文書館へ提出した。

会員からの主な意見について

以下、「職務基準案」の項目に従い、会員から寄せられた意見を列記する。

0　全体
・「日本」ではなく「国立公文書館」におけるアーキビストの職務基準ではないか。(同意見3)
・職務基準は国公立のアーキビストのみが対象で私立は含まないのか。また機関によって同一の職務基準で良いか。(同様意見2)
・「管理」と「管理監督業務」は組織的観点の用語であり、不要・不適か。
・アーキビストの職域は多方面なので、アーキビスト一般の職務基準策定を望む。
・名称は「日本における公文書等の管理者の職務基準」では。

1　アーキビストの概要
・「高度な専門性と倫理観」とはどのような倫理を想定しているのか。
・「歴史的公文書」の定義とはなにか。
・これでは「歴史資料」だけを扱うのがアーキビストとなってしまうので、現用段階からの関与や、記録の一元的管理（レコード・マネジメント）について触れる。(同様意見2)
・対象は「史料」よりも「記録＝レコード」であるべき。
・「史料管理者」は職場での役割を指す言葉であり不適切。(同様意見2)
・職名は「史料管理士」の方が良い。

2　アーキビストの職務と課業
・協力するパートナーに「現用文書の管理者」を入れる。
・「研究」を職務基準に明確化する。(同様意見2)
・課業を「歴史公文書」と「その他の歴史資料」の受入で区分する必要があるのか。(同様意見2)

3　アーキビストの仕事
3. 1　収集
・評価選別の判断を誰が行うのか。アーキビストでよいのか。(国の場合)
・「収集」という言葉が行政文書の移管業務に現用への関与関係から馴染まず。(同様意見2)
・「範例集の作成」が必須業務にあたるのか。

3. 2　保存
・「防犯・防災担当者と協力して、盗難や災害等への備えに取り組む」を入れる。
・スペースを考えれば、資料群にとらわれず受入順が有効では。
・複製の判断は利活用からの視点が優先されるべき。

3. 3　利用
・「利用」は「活用」または「公開」では。
・利用者は一般だけでなく、組織体の職員や社員が含まれるので、業務支援も重要な役割である。(同様意見2)

4　アーキビストに必要な要件
4. 1　基礎要件
・基礎的な知識についての客観的判定は誰がどこで行うのか。(同様意見2)
・国立公文書館等が実施する所定の養成課程修了。
・所属組織における実務経験。
・現用公文書の取り扱い等の実務経験も要件に入れる。(同様意見2)
・古文書解読能力は不要なのか。
・大学院の専攻にアーカイブズ学がない。

4. 2　遂行要件
・「行政事件訴訟法」「不法行為法」「プライバシー」も必要では。
・目録整備に「国際基準の理解」が地域文書館にも必要か。

おわりに

以上、大会2日目に行った会長事務局報告国立公文書館作成「アーキビストの職務基準」について概要を述べた。当日は国立公文書館から下重直樹公文書専門官が出席され、現段階の取り組みについて貴重なコメントを頂いた。記して感謝申し上げるとともに、当会会員からの意見も反映されたという修正案の全

容が今後1日も早く提示されることを望みたい。

フロアーから

下重直樹（国立公文書館）：本年4月にアーカイブズ関係機関協議会に職務基準の素案をお示ししてから全史料協をはじめ構成団体から数多くのご意見をいただいています。頂戴したご意見につきましては、積極的にこれを取り入れて修正案を作成しております。

当初お示しした案は、基準という言葉を用いており、全国の公文書館に何か強要するかのような印象を与えてしまいましたが、それは必ずしも我々の本意ではありません。

私どもとしましては、アーキビストの専門性を確立し、その人材育成の基本的な部分を明らかにする、さらに教育研修の標準を建て、ゆくゆくは公的資格制度へつなげたいと考えております。

公文書管理法施行5年後の見直しにおいてもアーキビストの育成と行政の現場で適切な評価選別が行われるようにこれを支援する専門職、これはフランスのミショネールをモデルとして念頭に置いていますが、そういった専門職の拡充が唱えられておりますし、新たな国立公文書館の整備と大幅な体制強化、これを実現する上でもこうした指針や考え方をできるだけ速やかに整備しておきたいという希望もございます。制度官庁である内閣府と緊密な連携のもとに取り組みを進める必要があるため、調整にも時間を要しています。

4月の段階で、十分に練られていない案を問うたのは反省するところですが、各団体を通じていただいたご意見を見ますと皆さんそれぞれにアーキビスト像や将来展望というものを抱いておられます。そうしますとなかなか、にわかに統一的なその姿を描くというのは難しいように思われます。まずはアーキビストの専門性とは何なのかといったコアな部分について議論をすることのほうがいいと考えさせられた次第であります。

修正案につきましては、企業アーカイブズを含めて多くの文書館が使えるように対象範囲を広げて見直すと非常に抽象的なものとなり、かえってアーキビストの職務があいまいなものとなるので、あくまでも国や地方公共団体を念頭におき、公文書管理法をベースとして大幅な修正を行っています。まずはアーキビストと呼ばれる専門職が国や社会に対して担う役割の理念型を指針といった形でお示しし、これを活用して具体的な職務記述書をそれぞれの施設が作成することができるツールとして作り直すこととしています。

現在、そのドラフトをもって有識者等に個別にご意見をお伺いしているところです。当初の見込みよりは、もう少し時間をかけてこの問題に取り組む必要があると考えており、年度内にあらためてご意見が伺えるようなものをお示しできればと考えております。

職務記述というものは、本来であれば報酬と結びつく職務の評価、等級付けの基礎となるものですが、ごく少人数で運営されている地方の公文書館の現状に鑑みますと、最終形に近いものを整備するということには尚早の感があります。まずはその職務の内容と課題を明確化しつつ、それをマイルストーンとして専門職のポータビリティを高めて国・地方の公文書館相互の人事交流とか、専門職の処遇改善をはかる第一歩として踏み出したいと考えています。

そのためには、いくつかの公文書館等とのモデル事業のようなかたちで実証実験をさせていただきたい。これを踏まえてこの指針案のブラッシュアップと随時の見直しをはかっていきたいと考えていますので、その際にはどうかご協力を賜りたいと念じています。

（記録：藤沢市文書館　櫟原直樹）

大会テーマ研究会

博物館でアーカイブズ

大会趣旨説明／報告①／報告②／質疑・討論記録

大会趣旨説明

大会・研修委員会

今年の大会は三重県総合博物館を会場として開催します。

ご存知のように、三重県総合博物館は平成26（2014）年に開館した、総合博物館でありながら公文書館機能も主要業務として位置付けた、新しい考え方に基づいた博物館です。そこで大会研修委員会では、最新の施設と機能を有するこの「博物館」という舞台で展開される、新しいアーカイブズの実働の姿と型（かたち）を参加者の皆さんと共有するため、本年の大会テーマを「博物館でアーカイブズ」としました。

三重県においては、県立博物館を戦後早くから設置しました。また、県史編さんを長年にわたって行っており、地域資料調査を継続的に進めてきた歴史があります。

その歩みの延長線上に位置する「総合博物館に公文書館機能を一体的に整備する」取り組みは、これまでの公文書･地域資料の収集･保存と活用、そして編さん事業の土台を踏まえて、自治体としての今後の方向性を明確に示したと考えられます。

そして、三重県総合博物館の基本理念である「ともに考え､活動し､成長する博物館」は、「協創（利用者と創る）」や「（多様な主体と）連携」により、アーカイブズ機能を一体的に運用しながら、利用者目線で新しい活動を実現するための積極的な姿勢といえましょう。

一方全史料協には､市町村を中心として「博物館・資料館」関係の会員が多数おり、地域資料のみならず歴史公文書の保存機関として、実働を担う専門職員が長年史料保存・活用のノウハウを蓄積し、さらに自治体史編纂にも携わるなど、地方自治体におけるアーカイブズの拠点として、博物館・資料館が果たしてきた役割は計り知れないものがあります。近年は「公文書館機能」を標榜し、自治体における公文書管理のプロセスに積極的にかかわる施設もすこしずつ増えてきました。

そこで本年の大会テーマ研究会は、次の二本の報告をもとに「博物館でアーカイブズ」、すなわち博物館の取り組みから文書館の役割や機能を考えていきたいと思います。

まず、三重県総合博物館の藤谷氏からは、

大会趣旨説明

三重県総合博物館の公文書館機能の詳細な解説をもとに、三重県における公文書管理の一体化と、博物館において展開する地域資料や閲覧業務を含むアーカイブズ業務の特徴とその課題についてご報告いただきます。

次は、平成21年に博物館の中にアーカイブズ・センターを設置した埼玉県戸田市立郷土博物館の吉田氏の報告です。開設から7年目となる先駆的な戸田市の実践について、市町村ならではの少ない職員で取り組む博物館とアーカイブズの日常の諸問題を中心にご報告いただきます。

本大会では、「博物館でアーカイブズ」業務を進めてきた成果や課題、留意点について共通認識を持つとともに、「博物館でアーカイブズ」を見直すこと、つまり博物館の取り組みから文書館の役割を再認識し、実践的なアーカイブズ機能の拡充や新たな連携のあり方を考える機会にしていきたいと思います。

（説明：新潟市歴史文化課　長谷川 伸）

報告①

三重県総合博物館のアーカイブズ業務について

三重県総合博物館
藤　谷　　彰

はじめに

三重県総合博物館（愛称：MieMu（みえむ））は、津市一身田上津部田に位置し、平成26年4月19日に開館した総合博物館で、平成27年度には、入館者が60万人を超えた。やがて、80万人の来館者を迎えることになる。

本報告では、三重県総合博物館の概要、公文書館機能一体化の経緯、資料閲覧、企画展示、市町との連携についての報告をする。

1　三重県総合博物館の概要

その組織は、館長1名、学芸員17名（館長除く）、行政職3名、嘱託員8名、業務補助職員6名の合計35名で、館長、副館長のもと、経営企画課、広報･利用者サービス課、展示･資料情報課の3課で構成され、運営を行っている。

前身は、昭和28年6月に東海地方で初めて開館した総合博物館である三重県立博物館で、平成5年には三重県センター博物館（仮称）の基本構想が公表され、建設準備を行ってきたが、平成10年には計画が白紙となった。しかし、平成19年7月に、新博物館整備の検討が開始され、平成20年3月には新県立博物館基本構想を策定し、平成20年12月には新県立博物館基本計画を策定した。

また､テーマは｢三重が持つ『多様性』の力｣、理念として「ともに考え、活動し、成長する博物館」を掲げている。さらに、①三重の自然と歴史･文化に関する資産を保全･継承し、次代へ生かす、②学びと交流を通じて人づくりに貢献する､③地域への愛着と誇りを育み、地域づくりに貢献することの3つの使命を掲げ、活動を進める2つの視点として、①県民･利用者のみなさんとの「協創」、②多様な主体との「連携」を掲げている。具体的な博物館活動として、①調査研究活動、②収集保存活動、③活用発信活動の活動を行っている。そして、これらの博物館機能に公文書館機能を一体化し、MA 連携をしている。

施設は、エントランス、交流創造、展示、調査研究、収蔵、管理、機械エリアに分かれ、特に交流創造エリアは、利用を目的とした空間で、学習交流スペースがその中核的な役割を担っている。また、公文書館機能の中核なるものとして、レファレンスカウンター、資料閲覧室があげられる。

2　公文書館機能の具体的な取り組み

— 一体化の経緯 —

公文書館機能の一体化は、上述した新県立博物館の基本構想や計画に謳われている。基本構想には、「公文書館は、資料の閲覧・レファレンス機能に重点、資料調査・研究、展示、講座など教育・普及事業を行うなど、博物館と類似性の高い機能をもつ施設。新博物館と公文書館の一体化の整備、閲覧・レファレンス機能を取り入れる」とあり、基本計画には、「調査研究活動・収集保存活動・活用発信活動で展開する博物館の活動をより充実させるために、公文書館機能を一体的に整備する」とあって、博物館機能と一体化することによって相乗効果を期待するものである。

通常、公文書館では、公文書の引継ぎから評価選別、整理保存、公開までを一連の流れとしてとらえる場合が多いが、当県では、評価選別までを環境生活部文化振興課、整理保存から公開までを三重県総合博物館で担っているところに大きな特色がある。

これらは、三重県公文書管理規程（訓令）、歴史資料として重要な公文書の移管等に関わる規程（訓令）、三重県総合博物館条例、三重県総合博物館条例施行規則に基づいて実施されている。

三重県総合博物館 藤谷氏

歴史的公文書の引継ぎや評価選別、移管は、情報システム課から期限満了となった5年以上（5年・10年・30年）の公文書簿冊・件名目録データを文化振興課が受取り、それに基づき文化振興課では第一次選別をし、文化振興課は引継ぎに必要な簿冊名を各課へ通知して実物を引継ぎ、そして、実物による第二次選別を行う。地域機関についても同様である。評価選別によって歴史的公文書と確定された公文書は、総合博物館へ移管される。

歴史的公文書の引継ぎから保存の流れを図示すると下記のようになる。

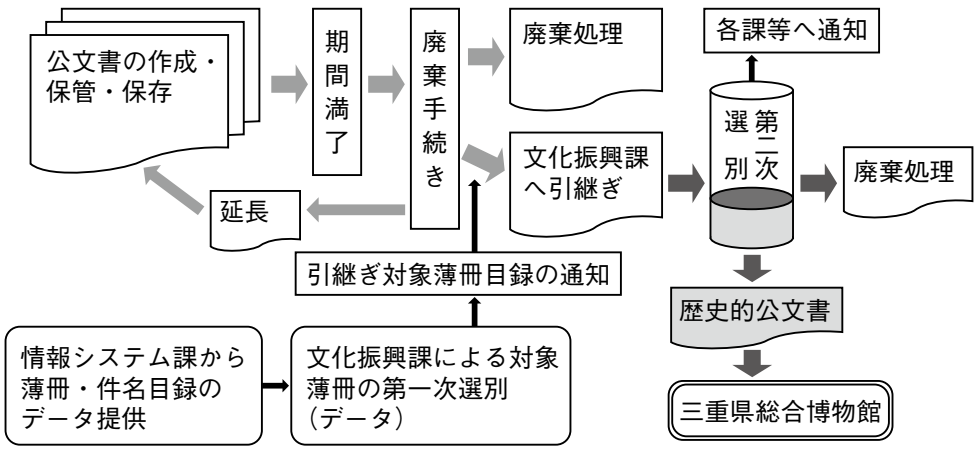

図　歴史的公文書の引継ぎから保存の流れ

総合博物館では、移管された歴史的公文書の整理保存作業を経て公開され、閲覧に供される。公開される歴史的公文書は、大きく2種類に類別される。1つは、明治期を中心とした県庁公文書や絵図・地図等11,643点、1つは平成6年度以降評価選別により保存された歴史的公文書である。実際の閲覧にあたっては、インターネットにより申請してもらう方法と閲覧カウンターにお越しいただいて申請書を提出し、閲覧をしてもらう方法がある。資料の閲覧は、当日閲覧、事前予約閲覧、審査後に閲覧の3通りがある。また、歴史的公文書とは別に、県が発行している行政刊行物等行政資料も情報公開課から総合博物館に引継ぎ、公開し、閲覧に供している。

3　歴史的公文書等の保存・整理作業

文化振興課から随時移管される歴史的公文書や情報公開課から随時搬入される行政刊行物は、公文書整理室での整理保存作業（目録データ突き合わせ、金属等はずし、簿冊番号付与及びラベル貼付、データベースへの登録、簡易修復等）を経て、燻蒸庫で燻蒸を行う。燻蒸が終わった歴史的公文書や行政刊行物は、歴史収蔵庫の棚へ配架される。

また、近年は、リーフキャスティングマシンによる歴史的公文書や古文書の修復作業も手がけている。

4　歴史的公文書等の資料閲覧利用

歴史的公文書等を含む博物館資料の閲覧は、自然（剥製・標本等）・人文系（考古・民俗等）資料は学芸員立ち会いのもとで閲覧してもらい、古文書・歴史的公文書は専属の閲覧利用窓口の担当者が対応（一部学芸員立ち会いのもとで閲覧）をする。それらの資料は、自然・人文系資料とも原則は、資料閲覧室での閲覧（自然系資料の一部・大型資料等は収蔵庫での対応）である。

公開されている歴史的公文書及び行政刊行物は、選別され移管された文書で、整理が完了しデータベースに本登録された明治～昭和期までの歴史的公文書（データベースに掲載されていないものは、非公開）は3,372点で、閲覧にあたっては、原課へ意見を照会し、それを参考にして公開・非公開を決定する形態となっている。データベースには、「要審査」となっている。また、県指定有形文化財の三重県行政文書（明治期県庁文書、絵図･地図）11,643点は、複製物は当日閲覧、原物は事前予約制となっている。データベースには､「当日閲覧」もしくは「要予約」と表記されている。

行政刊行物については、目録データ公開は34,328点で、閲覧は可能であるが、内容を確認するものは事前予約となっているので､「要問合せ」「要予約」とデータベースには表記されている。

なお、原課への閲覧制限情報有無の照会にあたっては、①個人情報の確認は、三重県総合博物館が担当し、②個人情報以外の法令秘情報、法人情報、公共安全情報、事務事業情報の確認は原課にて行う。三重県総合博物館では、原課の回答を参考に、審査、決裁、通知、閲覧の手順を踏んでいる。

5　企画展・資料叢書を通じての普及活動

上述した三重県総合博物館条例には、展示も公文書館機能の一部と明記している。平成27年度には、独立行政法人国立公文書館との共催で企画展示を行った。それは、博物館機能の特性を活かしながら、公文書館機能の紹介をする目的があり、国立公文書館館外展示へ応募をした。そして、「第10回企画展　国立公文書館共催　明治の日本と三重～近代日本の幕開けと鹿鳴館時代～」というテーマでの企画展示を、平成28年2月6日～3月21日まで39日間開催し、その期間4,877人の観覧があった。

また、展示以外の普及活動として「三重県総合博物館資料叢書」の発刊がある。三重県

総合博物館では、広報・普及活動や調査研究活動の一環として、紀要、要覧、年報、ニュース等の定期刊行物を発行している。「三重県総合博物館資料叢書」の刊行は、館所蔵資料の紹介や、三重の自然と歴史・文化に寄与することを目的としている。26年度には、No.1「三重県行政文書　無足人取調帳」（平成27年3月）、27年度にはNo.2「長井家文書　梶田家文書」（平成28年3月）を刊行し、紙媒体での刊行とともに、ホームページへも掲載した。

6　県市町との連携活動

― みえ歴史ネットによる活動 ―

活動の視点として、多様な主体との「連携」を掲げているが、公文書館機能の中にも、市町との連携事業がある。具体的には、「三重県歴史的・文化的資産保存活用連携ネットワーク（略称：みえ歴史ネット）」の活動であり、それは「三重県歴史的・文化的資産保存活用連携ネットワーク要綱（平成23年2月14日制定、平成23年4月1日施行）」に基づく活動である。

発足経緯としては、平成18年度の三重県史編さん班が現況確認調査(所在調査)を行ったことがきっかけとなっている。古文書等歴史資料の散逸が危機的状況にあることが判明し、ネットワーク活動へとつながっていったのである。19年度の市町への現状報告と趣旨説明から始まり、20～22年度にかけての準備会を経て、23年度に正式発足した。当初は、三重県史編さん班が事務局であったが、平成26年度からは三重県総合博物館が開館したことで、事務局を総合博物館へ移した。平成28年度現在、三重県総合博物館・三重県史編さん班・教育委員会社会教育・文化財保護課の県機関と26市町（教育委員会・博物館・資料館等）が参加している。

具体的な取り組みとして、①定期的な会合、②歴史的・文化的資産に関する研修会や講習会の開催、③歴史資料の継続的な調査とその活用、④災害等緊急時における文化財レスキュー、⑤その他、ネットワーク会議で決められた内容とし、現在、③に関して、所在確認調査を実施し、今後現況確認調査を実施する予定である。併せて、古文書調査法研修講座を開催して人材を育成し、人材活用のために人材リストの登録を行っている。

おわりに

三重県総合博物館は、博物館機能と公文書館機能の一体化した施設で、資料閲覧利用については、博物館的な方法、公文書館的な方法の併用の申請ができ、基本的には博物館資料すべての閲覧が可能である。

前者の場合、学芸員立ち会い、「特別利用申請書」にて対応し、後者の場合は、「当日閲覧」「事前予約（当日閲覧に近い）」で対応する点で、閲覧方法に時間的な差異が生じる。

展示については、公文書館より博物館での蓄積があり、ここで一体化のメリットが発揮される。歴史的公文書や古文書などの紙資料のほかに、実物資料の展示も可能となる。

最後に課題として、本来、博物館機能と公文書館機能は別々の機能を有するが、それらの機能分担と調和が課題である。ともすれば、公文書館機能が博物館機能の陰に隠れてしまうようなことも指摘されており、両者のメリットを引き出しつつ、うまく調整しながら運営をしていく必要がある。

報告②

戸田市立郷土博物館とアーカイブズ・センター

戸田市立郷土博物館
吉　田　幸　一

1　戸田市の概要

戸田市は、埼玉県の南部に位置する人口約137,000人の市である。近年では、昭和60年の埼京線の開通以後大きく人口が伸び、若い世代が移り住む住宅都市の様相を呈している。

2　戸田市史編さん事業

（昭和48年から昭和62年まで）

⑴戸田市史編さんの歩み

昭和48年（1973）8月、総務部市史編さん室が設置され昭和50年度から昭和61年度まで『市史調査報告書』全12集、『市史研究』全7号及び『戸田市史』通史編上下巻、民俗編、資料編5巻の計8巻を刊行した。

近代史の執筆に当たり市所蔵資料が不足したため、埼玉県立文書館所蔵資料を用いて執筆した。

⑵終わりのない市史編さん

この市史編さんは、史料の保存に留意して行われた。『戸田市史　通史編下』の最後には、①市史刊行事業は終了するが今後も編さんは必要であること、②編さんに伴って収集された史・資料は市民共通の財産であり、市民に利用されることでその価値を増すこと及び③「市立文書館」を将来建設することを挙げ、今後の市史編さんの方針を提示した。

3　幻の文書館建設

昭和56年7月『戸田市総合振興計画第3次基本計画』（昭和56年度～昭和60年度）において図書館建設事業の中に郷土博物館及び文書館を併設する計画があった。この計画は、結局のところ文書館に対する国の財政支援がなく、施設建設の国庫補助の都合上文書館の名称を用いることができなかったため、図書館･郷土博物館として開館することとなった。

4　戸田市立図書館・郷土博物館の開設

戸田市立図書館・郷土博物館は、昭和58年11月に図書館部分（1階及び2階部分）、翌昭和59年10月に郷土博物館（3階部分）を開館した。

昭和62年3月の『戸田市史　通史編下』刊行の後、昭和62年8月、総務部市史編さん室を解散し郷土博物館に文書係が設置された。

その後、平成21年6月、郷土博物館内に戸田市アーカイブズ・センターが設置される。

郷土博物館に設置された文書係は、市史編さん室の予算を引き継ぎ、総務費総務管理費市史編さん費を執行していたため、現在は、アーカイブズ・センターが引き継ぎ、総務費総務管理費市史編さん費を執行している。

5　戸田市立郷土博物館と戸田市アーカイブズ・センターの事業概要

郷土博物館入館者（平成27年度）は、常設展示室が18,722人、特別展示室が12,128人である。郷土博物館及びアーカイブズ・センターの事業は、以下のとおりである。

⑴戸田市立郷土博物館

郷土博物館では、主に展示事業として特別展を年1回、企画展を年2回実施、教育普及事業として講座を23回（展示事業関連講座を含む。）実施。また、博学連携事業として小学6年生及び小学3年生郷土博物館授業、郷土博物館活用検討委員会、博学連携を考える研修会、出前授業等を実施している。

特に博学連携事業は、当館が注力している事業である。

⑵戸田市アーカイブズ・センター

平成21年6月9日（国際アーカイブズの日）

にオープンし、本年で7年目を迎える。設置根拠は、戸田市アーカイブズ・センター規程（教育長決裁）で、組織上は、郷土博物館の一部だが、業務と機能を分離している。

アーカイブズ・センターでは、閲覧者のために郷土博物館の開館時間中、古文書、写真、地図等を閲覧に供している。

また、資料整理・保存事業として、歴史的公文書、図書資料（行政刊行物、地域資料等）、写真、地図、古文書、視聴覚資料等の整理を進めている。オープン当初から今日まで歴史的公文書は、閲覧よりも整理を優先している。

古文書修補事業を年10回、外部講師を招き実施している。毎年少しずつ道具を買い揃え、継続して実施することで修補技術を習得している。

新しい市史刊行事業を平成28年10月1日の戸田市市制施行50周年に合わせて実施した。平成26年度から3か年計画で行い、既刊の市史の続編を3名の編集員と2人の調査員を迎え実施した。

昭和60年から平成28年までを範囲とし、行政編及び教育編並びに東北新幹線及び埼京線開通をメインテーマとした交通編の3編構成でＢ5判、約430ページの体裁で刊行した。

また、市制施行50周年に関連し、市広報、50周年実行委員会、議会、町会、大型商業施設から写真等の閲覧、貸出依頼が多数あった。多様な資料を所蔵していることで利用件数が上がったと思われる。

さらに、レファレンス・資料閲覧の窓口を設けており、アーカイブズ・センターで管理している古文書、写真、地図だけではなく、土器等の考古資料、刀剣等の歴史資料等、アーカイブズ・センターで閲覧対応している。

現在のところ歴史的公文書は、閲覧に供していないが、特別展、刊行物等で間接的に紹介している。

なお、郷土博物館所蔵資料は、館内資料利用許可申請による閲覧が可能である。また、市役所職員には内部利用で閲覧、貸出等を行い、業務の支援に役立てている。

歴史的公文書の評価・選別及び収集は、歴史的公文書を博物館資料として位置付け、実施している。評価・選別基準は、歴史的文書等選別基準及び歴史的文書等選別基準の細目として教育長決裁で作成した。

文書の選別は、一次選別として保存年限が経過し廃棄される予定の文書から、学芸員が3日間ほどかけて直接フォルダ又は簿冊を見て判断し、選別している。

戸田市立郷土博物館 吉田氏

二次選別では、アーカイブズ・センターにおいて職員が、一次選別されたフォルダ（簿冊）内の文書を一点一点確認し、さらに選別・整理している。

市の永年保存文書は、保存期間の見直しの際に現用文書所管課と協議して受入れを実施している。

６　ひとつの試みとして

当館元館長佐藤勝巳氏のアーカイブズ・センター立ち上げ当初の考えは、「センター機能の充実を目指して事業展開をし、将来は組織的にも独立したものにしたい」というものであった。「新しいもの」を作るのは難しい。「既存のなか」での機能強化をめざし、さら

に対外的にも認知されるようなものを設けることが「文書館・公文書館」への近道という考えのもと、アーカイブズ・センターをオープンさせ、実績を積み重ね、図書館･博物館･文書館として名実ともに市民の生活の中に浸透させていこうと考えていた。

7　センターオープン7年の現状と課題

⑴電子決裁について

戸田市では、平成15年度に総合文書管理システムを導入している。システムは、文書管理の収受→起案→決裁→施行→保存までの一連の流れをシステム上で行っている。

平成27年度の決裁総数89,243件のうち、電子決裁数は88,129件で電子決裁率は市全体で98.8% に達している。（ただし、会計伝票等を除く。）

電子決裁文書の保存については、保存方針が定まっていないため、保存年限が経過したシステム上の文書のデータを当館にて暫定的に全量保存している。

⑵永年文書受入れ

次に、水害発生による本庁舎地下文書庫の水没を想定し、永年文書の保管の在り方を見直すことが行われている。

これに伴い、大量の永年保存文書の選別を実施することとなった。選別した文書の受入れ場所及び棚の確保が課題となっている。

⑶約40年間の文書収集の実績と歴史的公文書収集の制度化

つづいて､市史編さん室時代から断続的(近年は定期的)に公文書の収集を実施してきた。長年、資料の収集を行っているという実績があるため、文書のみならず様々な資料の寄贈の問合せが庁内からある。

今年度文書管理規程の一部改正により廃棄文書のうち「歴史的価値を有すると認められるもの」を「図書館・郷土博物館へ移管」する文言が追加された。

⑷職員の所持資格について

当館の常勤・非常勤学芸員6人（うち1人は、アーカイブズ学専攻)、学芸員資格を有する臨時職員1人、司書資格を有する臨時職員1人が在勤している。

⑸歴史的公文書の公開

閲覧の開始は､新しい業務になるため､ハードルが高い。今後、郷土博物館の機能を拡張又は市長部局に文書館機能を移すなどして公開を目指していきたい。いずれにせよ、資料がなければ閲覧も公開も活用もないため、資料収集は継続していきたい。

⑹ MLA 連携と普及啓発

当館は、図書館・郷土博物館・文書館機能を有する施設で、「戸田市の知の拠点」を目指している。

利点として施設の中で戸田市に係るレファレンスをワンストップで完結させることができる。また、館内で学芸員、司書が相互に情報を交換、共有しやすい。利用者が圧倒的に多い図書館（年間約19万人）の来館者に、博物館、アーカイブズを PR できる。

市民が資料を請求し、閲覧するという直接的な利用だけではなく、展示・講座をとおした間接的な資料の利用も活用し、アーカイブズに対する理解向上を図っていきたい。

また、市職員の資料利用により市職員の業務が前進、向上することで市民サービスが向上する効果もある。内部利用にも積極的に協力していきたい。

⑺公文書館機能拡張

当面歴史的公文書の整理を優先していくが、少しずつできることを増やし、実績を積みながらセンターの機能を充実させて機能を拡張させたい。

質疑・討論記録

司会（森本）：まず、それぞれ報告者に相手の報告について、質問・コメントをいただきたい。

報告者（吉田）：三重県総合博物館は、資料の閲覧も考古も自然系もスペースに行けば見ることのできる、ワンストップで非常に便利な施設と感じた。お伺いしたいのが、博物館には入館者数など評価基準があるが、そこで資料閲覧の目標数など公文書館機能で評価対象となっている部分はあるか。

報告者（藤谷）：評価委員会で評価は行われるが、特に公文書の機能等について評価対象は決まっていない。ただ、公文書・歴史資料の閲覧室入室者数は入館者の1％前後で推移しており、現在トータルで8,000人程度である。

司会（森本）：藤谷さんから、吉田報告についての質問・コメントをお願いする。

藤谷：博学連携を含む多くの事業を、限られた人数でどういう工夫をしながら取り組んでいるのか。また、歴史的公文書は収集がメインで、公開できていない理由、課題を教えて欲しい。

吉田：事業については、学芸員総出でシフトを組んで対応すると共に、市民ボランティアからサポートをしていただいている。歴史的公文書が公開に至っていないのは、一つは整理が終わっていないためである。しかし、どこかのタイミングで公開すべきと考えている。一番の問題は、閲覧を受け入れるキャパシティー、マンパワーがないこと。閲覧窓口を設けると必ず一人ないし二人は出勤しないと窓口として機能しない。

司会（森本）：ボランティアはどういう人に向けて声をかけているのか。コミュニティがあるのか。

吉田：ボランティア独自の組織は当館にはない。博物館に協力してくれるボランティアの名簿があり、それを元に通知している。

司会（森本）：お互いの質問から、いくつか重要な問題が出てきた。それに関わらず、まず藤谷報告について意見を受け付けたい。

尾崎晃（千葉県立房総のむら）：なぜ、一般に公開されている行政資料・刊行物の閲覧が要問合せ・要予約となっているのか。

藤谷：一つは移管されてから整理・確認が追い付いていないこと、もう一つは移管元の情報公開課で公開されていないものも移管されており、その内容確認を行っているためである。あえて言えば慎重に行っている。

西向宏介（広島県立文書館）：みえ歴史ネットの所在確認調査についてだが、広島県の場合、民間の方を調査員にお願いして調査しており、今後は市町、行政レベルでの所在情報の集約が課題になっている。みえ歴史ネットにおいては、市町の方が調査を行っているとのことだが、市町で改めて所在調査をしているのか。

藤谷：ネットワークの会員となっている市町の文化財や博物館・資料館担当職員、市町職員ができない場合は文化財保護委員などに所在確認の依頼をしている。現状は自治体史や

大会テーマ研究会（フロアーから）

その記録をもとに所在をまとめてもらい、現地での調査は行っていない。現況確認への移行は想定しており、市町への啓発も含めて行っている。また近年よく聞くことだが、民間の方では古文書などの所蔵者宅に入ることは難しいが、市町職員であれば入っていける点がある。ただし、将来的には民間の方と一緒に調査をしていきたいと思っている。

藤田理子（太宰府市公文書館）：閲覧制限についてお伺いしたい。審査について委員会が設けられ、外部の法律の専門家が入るのか。また、原課へ確認するとのことだが、原課から閲覧制限すべきと言われる場合はあるのか。あったとして、それはあくまでも参考意見なのか。

藤谷：審査は基本的に館内部（担当館員、関係課長、嘱託職員など）で行っている。原課への照会により、自分たちの気付かない点で閲覧制限すべきと言われることがある。近年の例で言えば法人関係だ。個人情報と同様の扱いをすべきとの意見が原課からあり、館のメンバーで集まって再度協議し、閲覧制限をした。原課の意見は参考になりメリットもあるが、それに押されているとの意見もある。

北浦康孝（板橋区公文書館）：資料閲覧利用は併用の申請方法とあるが、これは公文書か博物館資料の取扱いのことか。申請後の審査の違いはどう出るのか。また、博物館資料の目録の整備と公開の程度も教えて欲しい。利用者として古文書など地域資料を見る際に、アーカイブズ機関と博物館機関は使い勝手が違う。これは「博物館でアーカイブズ」を考える時に一つの中心的な論点になると思う。

藤谷：併用の方法とは、簡易な手続きと特別利用申請のことである。前者は、閲覧について事前決裁済みの資料に関するもので、申請受付から数日後には閲覧日時の打ち合わせとなる。後者は、博物館資料の報道や書籍への使用などに関するもので、館長決裁が必要であり、申請者への連絡まで一週間から10日間ほどかかる。目録の整備については、現状では日々の活動に追われて遅れている。公開している目録は、今まで博物館で整理した目録、県史編さん班からの移管古文書の目録、開館後の寄贈・寄託資料のうち量の少ないもので整理済みのものである。量の多い資料は整理ができておらず、課題と思っている。

北浦：アーカイブズと博物館の目録整理の差が申請の違いになり、閲覧できる領域に反映しているか。

藤谷：それはない。

司会（森本）：ここからは吉田報告についての質問をいただきたい。

定兼学（岡山県立記録資料館）：公文書の公開はできていない、とのことだが、50周年のイベント時には多くの所蔵写真を提供している。所蔵写真は公文書扱いではないのか。起案・決裁以外の物も公文書扱いにすれば、公文書公開施設と言えるのではないか。

吉田：写真は市の広報でかつて撮影されたものであり、広い意味で言えば公文書に入ると思うが、いわゆる保存年限の経過した公文書は公開していない。

宮田克成（三豊市文書館）：電子決裁に関して、保存年限を経過したデータをすべて移管しているとのことだが、どのように処理をしているのか教えていただきたい。

吉田：起案・決裁のデータとは別に、個別のデータを閲覧するためのアプリケーションが一緒に移管される。当初は歴史的公文書を移管して公開できるシステムを構築しようとしたが、予算上できず、データベース上のデータを一件ずつ見る利便性の高くないものとなっている。データはシステムに戻せば見ることはできるので、そのまま保管している。

櫟原直樹（藤沢市文書館）：三豊市の質問に関連して電子決裁について。藤沢市の電子決裁は、起案文書を文書管理システムに登録する。各課の文書作成状況は情報公開システムを通じてインターネット上に公開されるが、

実態として95％以上は紙文書で決裁が行われている。戸田市は98.8％が電子決裁とのことであるが、その定義は。

吉田：戸田市の電子決裁は、システム上で起案文・資料・施行文案等すべてを作成し、所属長・市長まで確認・決裁されるものを言う。理論上は総合文書管理システム上のデータが原本である。しかし、紙の収受文書とその回答・契約書・対外的なもの・内部監査などは紙文書が発生する。文化、風土として電子決裁はしても、紙で印刷してファイリングする癖が職員に残っている。紙のファイリングと総合文書管理システム上に同じ文書があると言える。当館では、保存年限の経過した電子データを保存し、市役所本庁地下の文書庫にある文書の収集も行っている。突き詰めて考えると、同じ文書を収集していることになるが、博物館としては紙で欲しい面もある。

司会（森本）：個別の質問はここまで。残る時間双方の報告、全体に係わる議論を深めたい。

（以上の記録：岐阜県歴史資料館　入江康太）

司会（長谷川）：今回の大会テーマに沿って、博物館を舞台としたアーカイブズの機能についてご報告いただいた。全史料協でも MLA 連携については、組織、ネットワークの構築等が議論となってきた。しかし、実際の連携の段になると、それぞれの機関の基本的な資料の向き合い方が異なるため、同じ土俵の上での議論が大変難しい。こうした中で、今回ご報告いただいた2館や、昨年度大会報告された群馬県中之条町の「ミュゼ」、あるいは武蔵野ふるさと歴史館など、博物館の中に、公文書館的な機能を含む施設ができてきた。今回はこのような状況を踏まえ、アーカイブズ機能は何を特徴として挙げることができるのか考えたい。例えば、資料公開・閲覧機能を全面に出す。総合博物館での資料公開は、民俗や自然までを含む様々な資料を閲覧に供すことができる。また、もう一つはレファレンス機能。（原資料にあたって回答するような）深いレファレンスは博物館やアーカイブズでないと十分にできない。会場からは、具体的な示唆に富む事例や、アーカイブズに求めるものなどを出していただきたい。

藤谷：一般的に、博物館の資料を一般利用者が簡単に見るのは難しいと認識している。特別利用で見せるとなると、館長決裁も必要となってくる。実物資料は学芸員の立会いが必要だが、古文書や歴史資料などの紙資料については公文書館でも扱っており、博物館と公文書館で同じ扱いができないといけない。このため、当館では資料閲覧の申請方法を分けるという方針をとった。

　レファレンスについては、二通りある。まず、図書・文献を調べて簡単に回答できるレファレンス。これについては、窓口の人間が調べる。分からない場合は学芸員に委ねる。そして、もう一つは深いレファレンス。古文書解読や先祖探しは学芸員の範疇。図書では調べきれないものについては、実際に古文書を見ながら質問に回答したりする。レファレンスには段階があり、より深いレファレンスについては学芸員ないし公文書館の担当が応対する。

吉田：図書館の方でもレファレンス事例の蓄積があり、それを一定期間で、同じ課の中なので回覧・共有している。図書館からレファレンスを振られるパターンもある。例えば、市史に載っている原本を見たい、など。（戸田は）同じ館の中なので、別の施設に行かなくても答えられる。図書館と博物館、司書と学芸員の人的レベルでのコミュニケーションが取れている。連携するというよりも、MLA が一つの組織の中に上手くまとまっており、そういう形態はやはり便利だと思う。

鈴木一史（小田原城天守閣）：前は小田原の市立図書館にいた。そこは、図書館の組織の中に、文学館という展示施設（博物館）と、市史編纂を引き継いだ公文書収集という機能

を合わせ持つ、一つの施設の中にMLAが混在しているところだった。専門のアルバイト・嘱託員はいたが、学芸員として採用されているのは私一名。そういう現状からすると、他の分野の学芸員が多くいるのは恵まれていて羨ましいと感じる。

MLAはイギリスから始まり、それぞれの機関が歴史的資料を収集・保存、公開し、一つのところに情報を集約しましょうというのが元々の定義だが、（小田原では）これを事務も担当する学芸員一名で全てしなければならない。MLAはそれぞれの専門性を掛け合わせた全体性を標榜するが、それぞれの専門性があると言う「全体」の対極として、一人の人間（学芸員）の中に、MLAそれぞれの資料から地域を知っていく、という観点があってもよいのではないか。

司会（長谷川）：学芸員の役割ということで、吉田さんは考古学が専門だが、アーカイブズに職域を広げている。（戸田や小田原をはじめとして）特に地方などでは、少ない人数で色々な役割を担わなければならない。そういった業務に携わることによって、知識やノウハウが蓄積される部分がある。

吉田：博物館と名乗ってはいるが、博物館・アーカイブズと縦で分けている余裕はない。複合施設を作るのが近年のトレンド。マンパワーを集中させた方が良い施設になるのではないか。専門外のことも、いくらでもやっている。アーカイブズは社会を構成する基礎的な概念なので、色々な形があって良い。

司会（長谷川）：アーカイブズ機能を博物館の中で展開する上で、閲覧･レファレンスは、アーカイブズとして当たり前に行っていることだが、博物館・図書館とは異なる、アーカイブズの根幹となるところではないか。それをどのように発揮していけば、アーカイブズが世の中に浸透するのかということを考えたい。

定兼学：全史料協は公文書館機能普及ということを行っているが、その前に公文書館設立運動があった。この旗印を降ろすのか。公文書館というのは、条例設置であり、条例は議会で通ったもの。訓令では適宜変えられてしまう。協議会として、保存だけでなく、普及と運動にも力を入れて欲しい。

司会（長谷川）：もちろん（公文書館設立運動も）アーカイブズの独自性も大切だが、さまざまな所に存在しているアーカイブズ機能についても考える必要がある。アーカイブズの強みを発揮するものは何か、改めて皆さんにも考えていただきたい。

（以上の記録：大磯町郷土資料館　久保庭萌）

ポスターセッション

埼玉県版
公文書のライフサイクル

埼玉県立文書館

埼玉県における、公文書の発生から利用者の方が閲覧するまでの流れを、知事部局を例に紹介した。埼玉県立文書館では、利用者の方が公文書（以下､文書等）を閲覧するまでに、様々な手続きを行っている。現在､埼玉県では､「歴史的資料」と平成26年4月1日から始まった「歴史公文書」のふたつの制度が並行して存在している。「歴史的資料」と「歴史公文書」の共通点は「歴史資料として重要な文書等」であることである。県の政策過程や結果が記録されている、県民を取り巻く社会環境に関する情報が記録されているなど、その時代の社会情勢や県民生活を知る上で歴史的価値を持ち合わせるという点で共通している。

歴史的資料

「歴史的資料」は平成25年度までに作成された文書が対象である。10年、5年、3年保存文書のうちから､歴史的価値を改めて評価･選別し、必要とされた文書等を永久保存としたものである。

この評価・選別作業は文書館職員が中心となって進める。平成25年度までに作成された文書等は、全てこの制度の対象となっているので、今後も文書館職員による評価・選別作業は続いていく。また、11年以上保存文書は、文書完結10年後に文書課と原課で保存価値の有無について協議を行い、価値があると判断された文書は「管理委任文書」として文書館へ移管される。

ポスターセッション会場１

歴史公文書

「歴史公文書」の制度は平成26年4月1日に施行され、埼玉県文書管理規程第38条で「歴史公文書（歴史資料として重要な文書等をいう。）は、第1種の種別に区分し、保存するものとする。」と規定されている。これに該当すれば11年以上保存することになった。

文書館の取り組み

「歴史公文書」の区分は起案時に原課職員が行うことが､「歴史的資料」との大きな違いである。文書館職員は､この「歴史公文書」の区分制度に関して、研修や相談を行っている。また、県庁各課へ年4回配付する「文書だより」にも、適切な文書管理のためのアドバイスを掲載している。

文書館に文書等が移管されると、利用者の方が利用しやすいように、フォルダーごとに紐を通す等の装備作業を行う。

以上の様々な作業を経て、埼玉県の文書等は閲覧に供されている。

（渡辺彩香）

広島県立文書館
平成 28 年度の取り組み

広島県立文書館

今年度、当館では「広島県立文書館 平成28年度の取り組み」と題するポスターを展示した。ポスターの元ネタは、当館ホームページに掲載している「今日の文書館」であり、そこで紹介した当館での日々の取り組みを一枚に集約したものである。「今日の文書館」のページは、文書館の日常的な活動の姿を紹介するもので、バックヤードも含めて文書館業務をできるだけありのままに見せようとするページである。文書館という施設がいまだ一般には十分な認知を得られていない中、こうしたページの作成は、文書館の活動をより身近に感じていただくうえで有用であると考えている。また、文書館側にとっても、それまで日常業務の様子など、殆ど撮影することがなかったことを考えれば、従来以上に日常の姿を撮影して残す作業が進んだとも言える。

ポスターでは、行政文書の選別作業や寄贈文書の受け入れをはじめ、展示、各種講座、講演会、IPM、実習・研修等の受け入れ、閲覧対応など、4月から大会開催までの期間中に当館で実施した様々な業務活動をほぼ網羅的に紹介した。説明は少なく、写真をふんだんに使って作成することで、ざっと見るだけでも今年度の取り組み内容が大まかに掴めるよう工夫したつもりである。

また今回は、ポスターの感想をアンケートに書いていただいた方に、当館オリジナルの絵葉書(広島カープ草創期の株券の絵葉書と、山陽本線を走る蒸気機関車急行の写真絵葉書のうち、いずれか一枚）をプレゼントする試みも行った。この絵葉書は、当館が展示アンケートに回答していただいた方に差し上げているもので、これまでに13種類作成したうちの2種類を持参した。

今回のポスターで紹介した内容は、「今日の文書館」のページに網羅されているので、ぜひ御覧いただきたい。

ところで、それなりに趣向を凝らして展示したポスターではあったが、どれだけの参加者に見ていただけたのか、やや心許なかったというのが正直な感想である。ポスターセッションが始まったのは平成21年度の福島大会であるが、過去最も盛況だったのは恐らく翌年の京都大会であろう。当時はポスターセッション募集のチラシも作成し、機関だけで13会員等の参加があったが、昨年度は機関からの参加が5、今年度は4であった。

今回当館が展示したポスターは、内容的には単に4月以降の活動を写真で紹介するというシンプルなものであった。行政文書の選別や文書の受け入れ、展示・講座・実習対応など、どれも多くの館が行っていることである。それでも、ポスターを見ていただければ、広島県立文書館の今年度の取り組みが一目で分かっていただけるし、それだけでも十分意味があるのではないか。これが、今回のポスター作成で意図したことであった。

他館のことは案外知らないものである。取り立てて発表するほどの特別な活動がなくても、今年度何をしたかを示すだけでもいいのではないか。多くの参加機関が活動状況を一枚にまとめたポスターを展示していただくだけで、どれだけ多くの示唆や刺激が得られるだろうか。各機関のポスターが大会会場で一堂に会し、そこで参加者相互の交流が生まれるならば、大会に参加する意義もさらに増すのではないだろうか。昼の交流会として、ポスター展示の充実を図っていただくことができればと感じた次第である。

（西向宏介）

学ぶ市史から調べる市史へ
―新『尼崎市史』の刊行について―

尼崎市立地域研究史料館

平成28年10月、尼崎市は市制100周年を記念した新しい市史『たどる調べる尼崎の歴史』（A4判、上下巻、538頁、頒価4,500円、以下『たどる』）と『尼崎の歴史ダイジェスト版』（A4判、24頁、頒価100円、以下『ダイジェスト版』）を刊行しました。本書は、市制80周年以降20年にわたって取り組んできた新「尼崎市史」編さん事業の集大成となるものです。多くの方にご覧いただければさいわいです。

この20年のうち前半10年間は、誰もが親しみやすく、尼崎の歴史を学べる『図説尼崎の歴史』（以下、『図説』）の編さん・刊行にあてました。後半の10年間は、「学ぶ市史から調べる市史へ」をコンセプトに、誰もが自ら地域の歴史を調べ、明らかにしていくための「場」づくりを、刊行物とwebとで行うことに取り組み、平成23年8月にweb版『図説』を公開したほか、web版尼崎地域史事典“apedia”、尼崎藩家臣団データベース分限（ぶげん）、絵はがきデータベース“PCD”などの構築・公開を市民ボランティアのみなさんにご協力いただきながら進めてきました。

『たどる』はその集大成となるもので、「歴史資料と文化財でたどる尼崎の歴史」（グラビア、第Ⅰ部、40頁）、「尼崎市クロニクル―100年のあゆみ―」（図説形式の年表ページ、第Ⅱ部、110頁）、「調べる尼崎の歴史」（第Ⅲ部、370頁）の三部からなります。第Ⅲ部は、地理・地形、古代、中世、近世、近代、現代の6章を設け、それぞれの分野・時代について、既刊の市史等が明らかにしてきたことを解説する「入門編」、図版等を積極的に使いながら代表的な史料等の紹介とその使い方を解説する「史料編」、従来取りあげられていなかった、新しい視角のテーマ、調査プロジェクトや研究活用事例などを紹介する「実践編」の3つの節で構成されています。「学ぶ市史から調べる市史へ」という、新市史のコンセプトを具体化した部分です。

ポスターセッション会場２

第Ⅲ部第5章「尼崎の近代」第3節「実践編」には、特別養護老人ホーム施設長・大矢暹さんに「ろうあ産業戦士―手話「尼崎」を読み解く―」を執筆していただきました。「尼崎」という手話が、銃を斜め上に構えるさまとして表現されることの歴史的意義を考察するものです。大矢さんによる聞き取りや文献調査の結果、総力戦期に西陣織などの仕事を失った100名を超えるろうあ者が、尼崎精工という工場で兵器を生産していたこと、工場内ではろうあ工員による自治組織が結成されたことなどが明らかにされます。経営者・工員双方に、障害を抱えながらも国家のために尽くすことを求めた時代のありようが、ひとつの手話表現を生むこととなったのです。

『ダイジェスト版』は、市内高等学校の卒業生が描いた歴史マンガも掲載するなど、古代から現代までの尼崎地域の歴史をわかりやすくコンパクトに解説したものです。市立学校の生徒には無償配布し、今後、『図説』や『た

どる』等とあわせて、先生方と教材研究等で連携していければと考えています。これらを含めて、今後、多くの方々と新市史の活用にむけて協力していきます。

なお、史料館の紀要『地域史研究』第116号（平成29年1月刊）には、新市史刊行を記念して開催した岩城卓二氏(史料館専門委員、京都大学人文科学研究所准教授)、市沢哲氏（同、神戸大学大学院教授）と市長の対談を掲載しております。こちらも新市史の特色や意義を紹介したものですので、あわせてご覧いただければさいわいです。

（松岡弘之）

地域部会の活動紹介

全史料協関東部会事務局

関東部会は、昭和59（1984）年に発足した全史料協の地域部会で、関東信越地区の機関会員と個人会員により構成されており、年数回開催する研究会や半年ごとの会報発行など、活発な活動を続けています。

今回、全国から関係者が集う全国大会において、関東部会の活動を多くの方に知っていただくよい機会と考え、ポスターを出展しました。

関東部会の活動は、気鋭の若手有志による運営委員会により、研究会の内容を中心とした事業計画が練られます。関東部会は昨年もポスターの出展をしましたが、事務局の手作りだったので、デザインや内容がイマイチでした。今回のポスターは、アーカイブズの専門家である運営委員が作成したことにより、見やすくわかりやすいものとなりました。

ポスターセッションは、参加者が回遊しながら眺めることから、文字や図表を細かく記載しても読みにくく、説得力があまりないと考え、思い切って細かい説明は省き、パッと見て関東部会がどのような活動を行っているのかを理解してもらえるものにしました。

関東部会の活動の概要を説明した簡潔な文章の横に、今年開催した総会記念講演会と長岡市災害復興文庫見学の様子の写真を並べ、下半分には、今年度の研究会のテーマと講師を紹介しました。

また、このポスターと同じ内容のチラシを作成しました。初対面の方に話しかけるのはなかなかハードルが高いものですが、チラシというツールがあることで、スムーズにお話をすることができ、それをきっかけに関東部会について詳しい説明をすることができました。

大会で報告したとおり、関東部会は毎回多様なテーマを設定し、研究会を開催しています。今年度は、情報を使う立場からNPO法人情報公開クリアリングハウスの三木理事長に「情報公開の視点から見る公文書管理制度」と題してご講演をいただいたり、「災害とアーカイブズ」をテーマに、新潟県中越地震で大きな被害を受けた長岡市の被災資料の保存と活用について、説明を受けたり現場の巡見を行いました。今回の大会テーマにも関連する、公文書館機能と博物館機能を併せもった武蔵野ふるさと歴史館を訪れた研究会は、今後の

ポスターセッション会場３

公文書管理・公文書館のあり方を考える上で大いに参考となった研究会でした。昨年12月には、大会の活動報告をされた国文学研究資料館の青木准教授から、「被災アーカイブズの救助・復旧技術の実際」について、ワークショップによる体験も含めた御指導を受けました。

このように、関東部会では実際の業務に密接した具体的な内容の研究会を開催しています。研究会はただ知識を得るだけの場ではなく、組織を超えて多くの仲間と情報を共有したり、意見を交換したりすることで、日々の業務に対して新しい気持ちで向き合うことができる機会にもなると思います。

現在、全史料協の地域部会は関東部会と近畿部会だけですが、そのほかの地域にも部会ができ、多くの仲間が集う場ができれば全史料協の活動がより充実したものになっていくのではないかと思います。

今回も、全国大会に参加して、人と人が直接交流することで生まれる力を感じました。来年相模原市で開催される全国大会での再会を楽しみにしながら、引き続き関東部会の活動を積み重ねていきたいと思います。

（川崎市公文書館　星野宏幹）

平成27年9月関東・東北豪雨による茨城県常総市の被害状況と水損文書の修復について

常総市総務部総務課

平成27年9月の関東・東北豪雨に伴う、常総市内の中央を流れる鬼怒川や八間堀川の堤防決壊や溢水、越水、護岸崩壊により市域の3分の1が浸水する被害を受けた。市役所も浸水被害を受け、永年文書庫の被害は浸水深度92㎝、浸水時間48時間、被災文書量は文書保存箱換算で570箱に及んだ。

永年文書庫には昭和29年に旧水海道町と隣接する9村合併した際に引き継いだ行政資料7265点と合併後に作成した公文書約6500点の外、未整理の永年文書が保管され、最も古いものは寛永11年（1634）「下総国豊田荘福田村検地帳」であった。

被災文書の搬出には5日間を要した。収蔵してあった棚の位置番号を付し、現在も作業を行っている市役所構内の第一分庁舎へ搬出した。作業には独立行政法人、地方公共団体、大学その他研究機関等の職員、研究者、学生を始め、民間事業者や文化財関連のネットワークに関わる個人等の延べ200人を超える人々にボランティアで参加いただいた。

搬出作業終了後は、トリアージを行いつつ、安定化処置を実施した。トリアージは文書の紙質、劣化の状況、カビ等の菌類繁殖状況を基準に、安定化処置方法を文書ごとに決定するために実施した。

安定化処置は、送風機によって風を当てて行う自然乾燥を行うものとエタノールによる洗浄を実施するものに分け、エタノールによる洗浄を実施したものは、さらに自然乾燥と冷凍保管ののち真空凍結乾燥を行うものの2分類を行った。

自然乾燥を実施した文書は、一回り大きな

ダンボールで挟み、乾燥の促進を図るとともに、乾燥時に生じる歪みの軽減を図った。送風による自然乾燥は、文書の表面が乾いても内部は濡れていることが多く、1ページずつ開いてカビや乾燥状態を確認し、処置の見直しを行い、各文書の処置方法の確定までに3か月を要した。その後、カビの繁殖を抑えるまで乾燥するには、さらに3か月もの時間を要した。

エタノールによる洗浄を実施したもののうち、自然乾燥により安定化を図った文書は、プラスチック製のコンテナに入れ、乾燥を行った。冷凍保管ののちに真空凍結乾燥を行うものは、洗浄後ビニール袋に入れてから業務用冷凍庫で凍結したのち、冷凍倉庫で保管している。

合併後に作成された公文書については、そのほとんどを自然乾燥による処置で済ませることができた。水損文書の劣化は、カビや菌類による紙の繊維の分解によって生じると思われる。劣化の著しい文書は和紙や薄い用紙を使用している。

常総市公文書復旧活動にこれまでに延べ850名余のボランティアの方に参加いただくと同時に、多くの機関・個人の方々から資機材をご提供いただいた。また、茨城県（教育委員会総務文化課、歴史館）、独立行政法人国立文化財機構、大学共同利用法人人間文化研究機構国文学研究資料館、茨城文化財・歴史資料救済・保全ネットワーク、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会、国立公文書館等から御指導・御助言・御支援をいただいた。

ポスターセッションに掲示したポスターは、常総市役所において本年6月6日から17日にかけて開催した「公文書復旧活動の歩み」展で使用したパネルや常総市発行「平成27年9月 関東・東北豪雨常総市災害記録 忘れない9.10」などの内容を改訂したものを使用した。

（林　貴史）

資料館とアーカイブズの関係 ―亀岡市文化資料館（京都府）の場合―

亀岡市文化資料館

自治体史編纂事業が終了する際に、その事業を引き継ぐ方向性として、公文書管理に携わっていくのか、または歴史文化事業に傾くのかという二極化をイメージします。平成16年に『新修亀岡市史』が終了した際は、既存の施設である亀岡市文化資料館に資料と一部事業が引き継がれました。

ご存じの通り、博物館の存在意義が問われる現在は、展示会や普及啓発など動的な事業が目白押しで、資料の保存活用など一貫した継続的な事業に取り組むことは困難となりました。また、時代も種類も異なる多様な資料を扱うことになり、文書資料を主とした編纂事業時の管理・整理方法をどのように運用すべきか、という課題も負うことになったのです。そして、展示会に追われるような日々をしばらく過ごすなかで、むくむくと考えてきたのは、博物館の根底にアーカイブズ機能を位置づけることです。

もとより、自治体規模から単独館は無理であり、京都という歴史的資料を身近に感じる土地柄からすれば、あらゆる資料を包括した施設がどんとあればそれに越したことはありません。そういう場でのアーカイブズ機能とは、資料のカスタマイズも含めた収蔵品管理的な意味合いに近いかもしれません。もちろん、将来的には公文書もそのひとつになることを希望します。

博物館の展示は、人を集める力も、資料を集める力も両方備わっています。地域に生きる人々が求める展示テーマは無数にあります。それは地域の人々が残すべき資料を扱うことに外なりません。展示に合わせて資料を

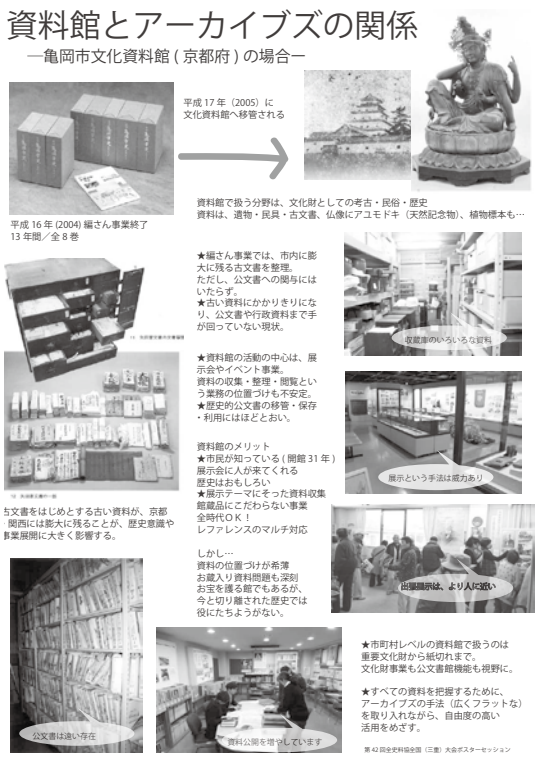

ポスター　資料館とアーカイブズの関係

集め、保存し、利用に供する。このロジックは有効で、最終的には人と資料をつなげる仕事でありたいと思います。これが、今回のポスターセッションに託した内容です。

さて今回、三重大会の全体討論の最後に「資料閲覧」と「レファレンス」に触れられましたが、残念ながら活発な議論にまではなりませんでした。アーカイブズの確立（理念や収集保存など）に向けての困難な道のりに立ちふさがれてか、最終場面かつ本来の目的でもあるはずの一般利用の幅は未だ広くないように思いました。

一方、公文書館的閲覧と博物館的特別閲覧（展示公開に対しての特別閲覧）の両方を備え、利用者の目的に寄り添って業務を作り上げている三重県や戸田市の事例をすばらしいと感じました。それは、そこにアーカイブズがあるからに外なりません。図書館や博物館がもつ従来の機能だけではできないことです。「博物館でアーカイブズ」より歩みを進め、「博物館にアーカイブズ」と言われる日が来ることを願います。

（上甲典子）

炭鉱の記憶と関西
三池炭鉱閉山20年展

大阪産業労働資料館
（エル・ライブラリー）

当館はMLA融合型資料館として、労働関係の歴史的文書・博物資料を収集公開している。

2015年7月にユネスコの世界文化遺産に登録された三池炭鉱関連資産は、福岡県大牟田市と熊本県荒尾市にまたがる場所に位置する。日本一の出炭量を誇った三池炭鉱が閉山したのは1997年3月30日。それから20年の節目にあたる2017年に、関西で「閉山20年展」を開催する。

この展示会は、当館所蔵資料以外に、滋賀県彦根市在住の前川俊行さん（熊本県荒尾市出身）が所蔵するコレクションを中心に、三池炭鉱など九州の炭鉱から関西に移住してきた人々の記憶と記録をいまに伝える意義を持つ。

三井三池炭鉱の優れた技術力と労働力は莫大な利益を三井財閥にもたらした一方、1960年の三池争議や、1963年の戦後最大の労働災害である炭塵爆発事故のような犠牲も生んだ。かつては「黒いダイヤ」と呼ばれた石炭を掘る仕事は過酷を極め、多くの災害を生んだ。

今では産業遺産の面がクローズアップされるが、そこで働き、生活していた人々の歴史も忘れてはならない。炭鉱労働は暗くて過酷なだけではない。人々は笑い、炭坑節を歌い、炭鉱住宅では主婦たちが助け合って生活

ポスター　炭鉱の記憶と関西

した。

そして炭鉱の町は豊かな文化を生んだ。それらの歴史と現在を立体的に構成し、炭鉱の明暗、正負、両面を描き、炭鉱の歴史を次世代に伝え、現在のまちづくりと未来のエネルギー政策を見据える一助となる展示を目指す。

主催者のエル・ライブラリー（大阪産業労働資料館）は「橋下改革」によって公的資金を全廃され、予算の7割を失った法人が運営している。苦しい財政の中から、大阪100年の社会労働運動の歴史資料を次世代につなぐ使命を果たすべく、役職員が身銭を切り、多くの市民が寄付とボランティアによって支えている。この「閉山20年展」（エル・おおさか会場）も寄付によって開催する。

◆寄付のお願い

詳細はWebで、「炭鉱　関西　寄付」と検索してください。

◆展示会の概要

2017年5月5日～　9日　エル・おおさか

2017年6月6日～30日　関西大学博物館

◆主　催

大阪産業労働資料館、関西・炭鉱と記憶の会、関西大学経済・政治研究所

入場無料

◆後　援　福岡県、大牟田市、荒尾市

◆協　力　大牟田市石炭産業科学館、大牟田市立図書館、田川市石炭・歴史博物館、法政大学大原社会問題研究所ほか

（谷合佳代子）

ミュージアムのアーカイブズ

筒　井　弥　生

2015年1月、明治大学で開催されたMuseum2015Tokyoという国際フォーラムで「ミュージアム・アーカイブズが果たす役割—アメリカの経験に学ぶ」と題して報告した。会場に三重県総合博物館の布谷和夫館長（当時）がいらっしゃって、「館に公文書もあるんですよ」と、にっこり話しかけてくださった。今大会では、やっと、MieMuを訪問できる、という喜びと共にポスターを持参した。

ポスターの題は、「ミュージアムのアーカイブズ」である。ミュージアムのところに吹き出しをつけて、博物館、美術館、動物園、歴史資料館としたが、もちろん、科学博物館や自然史系の博物館、水族館や植物園などもミュージアムである。ここで取り上げたかったことは、ミュージアムの機関アーカイブズで、「公文書等の管理に関する法律」が施行され、国立の博物館・美術館にも、大学が実現したように国立公文書館等が設けられるのでは、と期待してきた。

残念ながら、まだ、というのが現状だ。所

蔵資料の台帳などはずっと現用なのだろうか。完結文書は延長をかけているのか。あるいは第二条5項三号にある“法人文書から除外”になっているのだろうか。研究会などで1930年代～50年代の公文書の画像をみるたび、それを私が閲覧することはできるのですか、と質問する。答えは否である。2019年には京都でICOM国際博物館会議の大会が開かれる。世界中からミュージアム関係者が集うとき、日本のミュージアムにアーカイブズがない､というのは驚かれるにちがいない。

ポスターでは、ミュージアム・アーカイブズが収蔵する資料はどのようなものか、をこれまで訪問したミュージアム・アーカイブズの資料とあわせて紹介し、米国アーキビスト協会推奨の指南書*の目次を翻訳して掲載した。具体例として、米国スミソニアン協会航空宇宙博物館別館の独日航空技術資料のカード目録棚、スミソニアン協会機関アーカイブズの引退した航空宇宙博物館館長の個人文書からエノラ・ゲイ展関係資料、フリーア美術館・サックラー美術館アーカイブズのアリス･ルーズベルト･ロングワース･コレクションから長崎省吾肖像写真、米国ゲティ財団ゲティ研究所修復室のゲティ･ヴィラの模型(機関アーカイブズ蔵)、イタリアのローマ国立博物館アルテンプス宮アーカイブズのローマ市内の発掘記録、韓国アート・カウンスル・アーカイブズのアーティストのポートフォリオの写真をご覧いただいた。

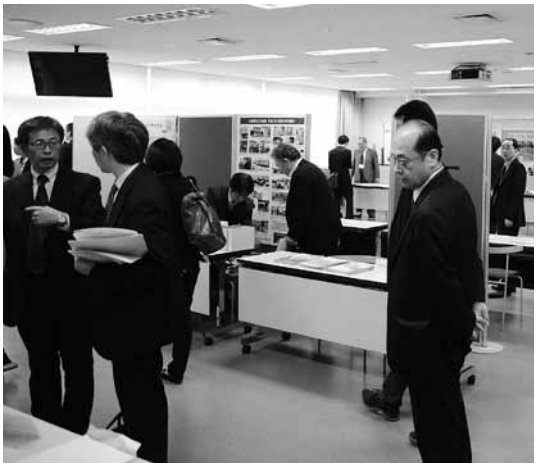

ポスターセッション会場４

日本のミュージアム・アーカイブズに近いものと私が考える事例として、宮内公文書館が所蔵する博物館関係資料（今の東京国立博物館の館史資料に相当)、新潟市美術館の評価及び改革に関する委員会の会議資料より収集美術資料一覧、国立民族学博物館の梅棹忠夫アーカイブズ、国文学研究資料館の日本実業史博物館コレクションの準備室アーカイブズ、東京都美術館の美術情報室を挙げた。

今大会に集われた方々にミュージアム・アーカイブズに関心を寄せて頂けたのであれば幸いである。このような報告の機会をいただき、大会関係者はじめ、みなさまに深謝する。

*Sammie L. Morris, *Starting from Scratch: How to Create a Museum Archives*　http://docs.lib.purdue.edu/lib_research/45/

研　修　会

研修 A

視察（三重県総合博物館の見学）

茨城県立歴史館
石　井　　裕

三重県総合博物館（愛称 MieMu）は、昭和28年（1953）6月に三重県立博物館として開館した。その後、施設の老朽化等もあり、「三重県センター博物館（仮称）」と「三重県公文書館（仮称）」の新設計画（両館の合築）が進められ、平成26年（2014）4月に開館している。公文書館と博物館の両機能を併せもつ施設としては、県立では茨城県立歴史館、長野県立歴史館等に続く事例となる。

研修 A は、大野照文館長の挨拶につづき、中村千恵学芸員による同館の概要紹介が行われた。同館は、「三重が持つ「多様性」の力」というテーマ、「ともに考え、活動し、成長する博物館」という理念のもと、県民や利用者、ミュージアム・パートナー（友の会）との「協創」、県内企業をはじめとした多様な主体との「連携」を推進している、利用者は18歳以下の子どもやファミリー層が多く、こうした利用者に訪れるたびに新しい発見を届けられるような展示を目指しているといった説明がなされた。

続けて、収蔵庫・資料整理室・閲覧室・展示室の見学へと移る。先ず積載重量400kg の大型エレベーターで収蔵庫へと移動した。同庫には、三重県文化振興課で既に選別された行政文書を、主に殺虫目的の CO_2 処理を行った上で配架している。調湿建材で設計された

三重県総合博物館（外観）

3F レクチャールーム

大型エレベーター

同庫は、24時間空調で室温23℃、湿度55％を維持し、害虫等は未だ発生していない。公文書の年間受入概数は、ダンボール換算で100箱程度（1箱あたり10-12点）であり、あと5～10年で書架は飽和する見込みであるという。

資料整理室の未整理文書

次に資料整理室へと移った。同室では、文化振興課が作成した目録と、同課から移管された行政文書の照合を行い、必要があれば簡易補修を施して書架に配架する作業を行っている。毎年500～1000冊程の簿冊を、保存・公開担当の職員2名で整理しているという。基本的に文化振興課で作成された目録を利用して整理・配架するため、選別に伴う労力がかなり軽減されている。

また、リーフキャスティング等の補修設備も整備されており、古文書も含めた修復作業は基本的にすべて同室で行い、外部へ業者発注することはないという。

次に、閲覧室へと移った。同室では、図書・行政文書・美術／古文書資料などを閲覧することができる。行政文書は、室内に写真帳として配架しているが、現物出納の希望が出れば、それにも対応する。また、同室には顕微

補修室での説明

閲覧席（顕微鏡）

閲覧室（行政文書・写真帳）

閲覧室（美術・古文書資料）

鏡も配備されており、標本や剥製などを含む自然部門の資料閲覧も可能となっている。更には和室の美術・古文書資料の閲覧室も整備され、学芸員同席の上、掛物等の美術資料も閲覧に供している。

最後に、常設展示と企画展示「THE NINJA ～忍者ってナンジャ⁉～」の自由観覧となって、研修Aが終了した。

今回の視察研修では、様々な点で参考になった。同館新設の契機となった建物の老朽化は、一部をのぞき全国共通の問題である。修復や燻蒸の自己設備化、デジタル技術を駆使した主体性を引き出す閲覧・展示機能、そしてモノ資料も含めた総合的な閲覧・出納への対応など、新設に伴う公文書館と博物館の一体化という利点を活かし、設備機能を従前より拡大させた点は、今後、同種の問題を抱えた各地の文書館や博物館の有益な参考事例となろう。一方、書架の狭隘化等、今後議論を深め、解決すべき問題も残っていると感じた。

常設展示室

研修 B

アーカイブズ入門
―組織におけるアーカイブズの役割―

京都大学大学文書館
西　山　　伸

はじめに

2011年の公文書管理法の施行や、近年のデジタル技術の目覚ましい進歩などによって、アーカイブズを取り巻く状況は大きく変化してきている。しかし、そうしたときだからこそ、アーカイブズとは何なのか、改めて見直してみる必要があると考えられる。

本研修では、アーカイブズに関する基本的事項を確認したのち、筆者自身が勤務している京都大学大学文書館における業務の内容や親組織の中での役割などを具体的に紹介し、なぜアーカイブズが必要なのか、アーカイブズで働く人は何をするべきなのか、について考えることを目的とした。

1　アーカイブズとは何か

アーカイブズという言葉は、最近使われ方が著しく広まっているといえるが、とりあえずオーソドックスな定義を確認しておくと、以下のようになろう。

①組織または個人がその活動のなかで作成または収受した記録で、継続的に利用する価値があるので保存されたもの。
②①が保存され、閲覧利用できる施設、建物。

①は個々の史料を指し、②はその史料を保存する施設や建物を指す定義であるが、本研修ではアーカイブズという語を主に②の意味で用いることとする。

さらに、本研修では、そうしたアーカイブズのなかでも組織におけるアーカイブズを対象とした。組織におけるアーカイブズでは、自らの組織が作成または収受した文書（組織

文書）を長く保存し公開することが求められる。なぜなら、組織文書とはその組織の軌跡を最も系統的かつ総合的に示すものだからである。

一般的にいって、組織がアーカイブズを設ける目的としては、次の三つが考えられる。第一は、組織の円滑な運営のためである。業務の記録が整理された形で蓄積され、それが日々の仕事や政策判断に生かされて初めて組織の円滑な運営が可能となる。たとえ形としてのアーカイブズが置かれていない組織でも、こうしたことは実践しているはずである。第二は、自らの組織の歴史を残すためである。それが、沿革史編纂や歴史展示製作につながる場合もあろう。そして第三は、組織の情報を広く社会に公開するためである。これは、近年になって組織が意識しはじめたことであるといえる。

2　公文書等の管理に関する法律の施行

冒頭で述べたように、2011年に公文書等の管理に関する法律が施行された。同法は、年金記録のずさんな管理に表われているような、行政文書の管理体制の不備が大きな社会問題として問われるようになったことを契機として制定・施行された。

同法については、その第1条に「国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものである」と、公文書等の利用が国民の権利であることを明示したこと、また、行政文書（独立行政法人等の場合は法人文書）の管理・利用について、いわゆる現用・非現用を通じた統一的なルールを定めたこと、などが主要な意義として挙げられるであろう。

3　京都大学大学文書館
― 組織における アーカイブズの一例として ―

京都大学大学文書館（以下「当館」）は、2000年11月に設置された。職員数は、館長（兼任）、教授（兼任）1の他、専任の教員として教授1、助教2、事務を担当する再雇用職員1、それに事務補佐員6が配置されている。施設としては、京都大学の本部構内から徒歩10分ほどの距離にある大学文書館本館、展示室や書庫の一部などがある京都大学百周年時計台記念館のスペースがあり、合わせて床面積は約4000㎡である。

主な業務は、①資料（学内各部局・部署の法人文書、学内刊行物、卒業生・元教員などの個人資料）の受入、②受け入れた資料の整理・公開、③調査研究活動、④広報教育活動、⑤その他（レファレンス対応、大学の諸行事への参加など）、に分けることができる。本研修では、そのうち法人文書の受入・整理（上記①②に関わる業務）、および展示（上記④に関わる業務）について、具体的に説明することとする。

京都大学では、学内各部局・部署で作成・収受された法人文書は、保存期間満了前の最後の年度（例えば10年保存の文書であれば10年目）に、当館に移送あるいは保存期間を延長して引き続き各部局・部署で管理するかを決定することにしている。そして、当館に移送すると判断された法人文書は、その年の夏に当館に運ばれてくる。

当館は、移送を受けた法人文書について、共に送られてきたリストと照合し、一致しない分については移送元に照会を行う。照会が終了して移送分が確定したのち、教員によって評価選別作業を実施する。作業の結果は移送元に照会し、移送元との協議を経て廃棄文書が決定される。最近の例では、移送文書中8割程度が廃棄されている。そして、残りの2割が翌年度に当館への移管手続が執られる

ことになる。こうした法人文書の移送から廃棄・移管までは、ほぼ10カ月を要する当館の中心業務である。

一方、展示については、百周年時計台記念館に約300㎡の展示室があり、常設展「京都大学の歴史」、常設展「第三高等学校の歴史」の他、年2回の企画展を開催している。京都大学のシンボル的建物内にある立地の良さから、毎年4万人前後の観覧者がある。

親組織の歴史や関連の情報を社会に発信する手段として展示が重要であることは今さら言うまでもない。特に大学という組織では、在学生･在職者、卒業生、受験生などとの「一体感」の醸成が近年重視されており、そうした観点からも展示は一定の効果を期待される。そして、歴史展示であれば、資料の蓄積があるアーカイブズが役割を担うことも合理性はあろう。さらに言えば、アーカイブズの職員にとっても、展示とは創造的でやり甲斐があり、自らの組織の軌跡を勉強するいい機会でもある。

そうした展示の「効用」は十分認識しつつ、ここで強調したいのは展示にかかる時間と労力の大きさである。一般的に言って、当館も含めたアーカイブズは、決して多くない職員のもと、各種の業務を遂行している。そうしたなかでは、業務の優先順位を考えなくてはならないが、何よりも優先されるべきは組織文書の移管受入と整理公開である。本来、展示やその他の広報活動も、整理された文書あって初めて内容豊かに展開されるはずであり、先に広報活動ありきではない、ということは常に意識されるべきであろう。

以上のような当館の業務は、全学性（全学の文書管理の一端を担う）、専門性（評価選別や目録作成などにおけるアーカイブズ学的専門性と組織の軌跡を研究する日本近現代史の専門性）、継続性（組織が維持される限り必要とされる）の三つの特色があると言える。

研修 B

4　アーカイブズの意義

筆者は、アーカイブズの意義を対外的なものと対内的（対組織内）なものとに分けて、次のように考えている。

対外的

①組織のもっている情報を広く社会に公開する

②資料にもとづき組織の存在理由を社会に示す

③歴史研究のための基礎資料を提供する

対内的

①資料の集中管理によって情報を保全する

②資料の集中管理によって業務の効率化をはかる

③業務記録を蓄積し、現在の業務に役立てる

④現用の文書管理に助言を行う

公文書管理法に定められているように、アーカイブズが公文書等を利用する国民の権利を保証するものであることは当然だが、そうした役割と同様に、自らの組織にいかに役に立つかという観点が重要だと考えている。

おわりに

繰り返しになるが、組織におけるアーカイブズは、組織文書をはじめとした親組織に係る資料を受け入れ、整理公開することを主要な業務としている。受け入れる資料にはさまざまなものがあるが、そのなかには、短期的に見れば親組織（の執行部）の考えや方針に

反する内容が含まれた資料があってもおかしくない。そうしたものも、組織の軌跡を示す資料の一部であり、のちに組織の検証を行う際には必要となるものである。アーカイブズが自らの組織にいかに役に立つかという観点が重要と述べたが、それは日々の業務の助けになるだけでなく、ある場合にはアーカイブズは親組織から一歩離れて、長期的な視野に立つことも求められるのではないだろうか。

研修 B　質疑記録

尾崎晃（千葉県立房総のむら）：アーカイブズにおける展示業務を、否定的に捉えることはいかがなものか。アーカイブズにとっても展示業務は広報活動の一つとして、義務であると言えるのではないか。アーカイブズの業務として重要であるはず。

西山：展示業務の重要性は認めている。ただ、伝えたかったことは、限られた人員の中で、他の業務と比べて展示作業にどの程度の時間や力を割くのか。展示は、実際に行ってみるとわかるが、とても奥深い業務である。組織文書の整理や公開といったアーカイブズの核となる業務と、どちらを優先させるのか。バランスをどのように考えるのかが大切だろう。

尾崎：博物館では既に行っているが、展示はやり方次第では負担にならない方法もある。アーカイブズでも展示は大切な業務だと考える。

大野照文（三重県総合博物館）：アーカイブズの選別基準をどのように定めるのかが、難しいと考えている。組織の見識と歴史学者の見識は異なるだろう。どうしても属人的、恣意的な判断にならざるを得ないのではないか。組織が残したくない記録には、どのように対処できるのか。

西山：選別は物理的に必要。よく行われている方法は、例えば伝票などのルーティン作業によって発生する記録を対象外にすること。組織が残したくない記録への対処として課題であることが、公文書管理法の問題。公文書管理法は、記録を作成した人間が廃棄できることになっている。結局は、アーカイブズが親組織とどのように距離を置くことができるのかが問われている。

（司会・記録：大磯町郷土資料館　富田三紗子）

研修 C

展示照明としての LED を考える

国文学研究資料館
高　科　真　紀

1　文書館における照明

文書館の建物内の照明管理において、日本の JIS Z 9110:2010照明基準総則に記載されている美術館・博物館の照度要件、Society of American Archivists（SAA）が2009年に出版した“Archival and Special Collections Facilities: Guidelines for Archivists, Librarians, Architects, and Engineers”の照度要件などが参考となる。本稿では展示照明のみを取り上げるが、文書館では資料を取り扱う導線となる場所（閲覧室、資料整理室、展示室等）の照度に留意する必要がある。

2　展示に求められる照明条件

展示照明については、博物館・美術館分野でこれまで多くの研究蓄積がある。以下、展示に求められる照明条件を紹介する。

①紫外線、赤外線といった資料に有害な光を放射しないこと、②低い変退色損傷係数であること（0.01程度）、③適当な色温度であること（2700 ～ 5000K の範囲）、④高い演色性を有すること（Ra90以上）、⑤照度制限に対応できるよう調光が可能であること、⑥目的に応じた配光制御が可能であること[i]である。

3　展示期間の判断基準

資料展示において、展示期間の判断基準としては ICOM（国際博物館協会）、文化庁文化財保護要覧（1970）、JIS Z9110（2010）、日本照明学会（現一般社団法人照明学会）、CIBSE（英国公認建築物サービス技術者協会）、IESNA（北米照明学会）などで、博物館・美術館展示において資料に適した推奨照度が出されている。

研修 C

また、展示期間についても、以下に紹介するものはシビアな展示期間が示されている。

- ISO11799（国際標準化機構, 2015）“Document Storage requirements for archive and library materials”
- ICA 温帯気候における資料保存に関する委員会 (CPTE 2002-2006) “Guidelines on Exhibiting Archival Materials”
- IFLA（国際図書館連盟, 1986）“Principles for the preservation and conservation of library materials”
- アメリカ：ANSI/NISO Z39.79-2001 ISSN: 1041-5653 “Environmental Conditions for Exhibiting Library and Archival Materials”
- イギリス：PD 5454:2012 “Guide for the storage and exhibition of archival materials”

しかしながら、これらの基準はその大半が LED 導入前の白熱灯・蛍光灯を対象にしたものであり、LED を対象とした照度推奨値の再考が求められている。ISO11799には、紙資料は照明による損傷が蓄積するため、実際の照明時間を定量化する必要があるとされている。このことからも、照明による損傷の蓄積が、紙資料にどのような影響を与えているかの検証が必要であり、その上で展示期間の判断が必要となる。

4　日本における照度・展示期間設定の現状

日本の現状としては、照度は資料にあわせた推奨値を基準に管理されていることが多い。展示期間も、国宝・重要文化財は文化庁文化財保護部長通知庁保美第七六号平成八年七月一二日付け「国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項の制定について」で展示期間が明確に示されているが、それ以外は各機関の展示担当者の判断に委ねられているため、資料が長期間展示されることが決して少なくない。

5　展示照明としてのLED

2008年以降、展示照明にLEDを導入する博物館が増加している。

その理由として、第一にLEDは資料の損傷要因となる紫外線と赤外線を含まないこと、消費電力量が少なく、電球が長寿命であることがあげられる。一般社団法人照明学会によると、LEDの寿命は40,000時間程度であり、蛍光灯（蛍光灯：6,000 ～ 10,000時間程度）や白熱灯（1,000時間程度）より圧倒的に長寿命である[ii]。

第二に、白熱灯は消費電力が高く、地球温暖化防止のため世界各国で生産中止が推進されている。蛍光灯も製造時に一定量の水銀を使用しており、2013年10月「水銀に関する水俣条約」が採択されたことにより、2020年以降蛍光灯の製造・輸出入が原則禁止となった。そのため、LEDや有機ELなどの新たな照明が注目されている。

6　国文学研究資料館における展示方針

当館では、通常展示として「和書のさまざま」「書物で見る日本古典文学史」を開催している。展示にあたっては展示資料全点を対象として、一点ごとに①取り扱いに際しての状態確認、②展示箇所の特定、③彩色（顔料・染料）の有無、①②③の情報を総合的に判断した上で、④展示可能日数の決定、⑤演示方法の検討[iii]と演示具作成を実施し、その情報を記録化し、展示可能日数の判断に役立てている。情報の記録化は、エクセルを用いて資料一点につきセル一行を設けて資料名・年代・資料番号・展示期間と展示日数・一度の展示可能日数、展示箇所の写真、状態に関する記録を一括で管理可能なデータを構築している。

④展示可能日数については、資料保存の観点から状態を総合的に判断したうえで、一度の展示可能日数を2週間、1ヶ月、2ヶ月半、5ヶ月と設定している。更に、IFLA（国際図書館連盟）事務局が1986年に刊行した“Principles for the preservation and conservation of library materials”「図書館資料の保存と保護のための原則」を参考に、年間の累積照度が50,000lxを超えないよう、展示可能日数を年間125日以内に設定している。この展示可能日数を念頭に置き、資料の展示替えと複製パネルの設置を行い、対応している。このような展示方針に基づき、展示担当教員を中心に、連携して展示業務をすすめている。

7　LEDと蛍光灯の特性比較検証

国文学研究資料館展示室にて実施したLEDと蛍光灯の特性比較検証の結果を紹介する。当館は2008年に東京都品川区戸越より立川市に移転し、現在の展示室が開室した。展示室は地上6階、地下1階建ての1階に位置しており、延床面積は381㎡である。室内には、壁付展示ケース、覗き展示ケース、アイランド展示ケース、掛け軸展示ケースの4種類のケースを設置しているが、今回はLEDに変更した壁付展示ケースと覗き展示ケースを対象とする。

展示ケースの照明を対象[iv]に、特性比較のために実際に展示での環境条件においてⅰ分光分布波形、ⅱ演色性、ⅲ照度均斉度、ⅳ照明点灯時と消灯時の展示ケース内の温度変動

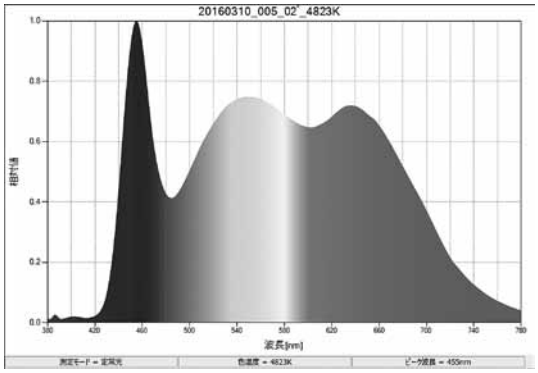

Figure1　LED の分光分布波形

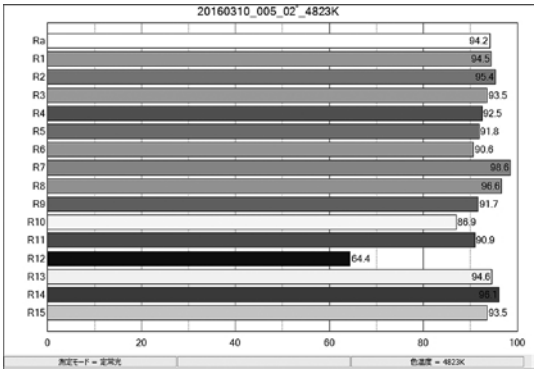

Figure2　LED の演色性

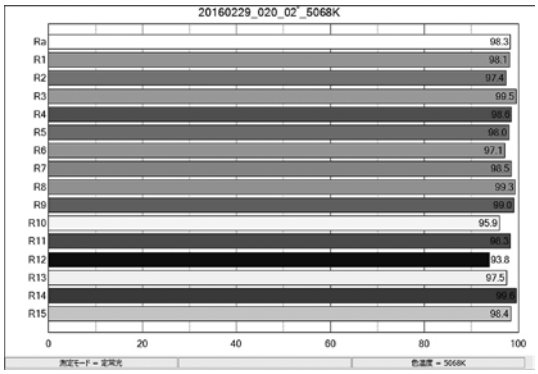

Figure3　蛍光灯の演色性

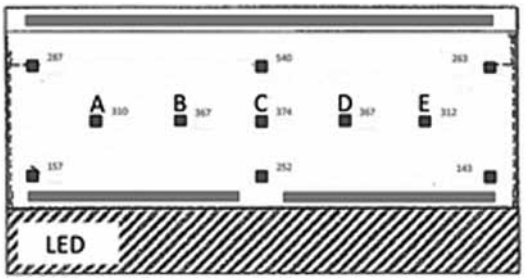

Figure4　LED の照度均斉度検証

を検証した[v]。これらは、展示において色情報の正確な伝達、観覧者の快適性、資料保存を実現するためには欠かせない項目である。結果は以下のようになった。

ⅰ分光分布波形は LED で390nm の紫外線領域内にピークを確認した（Figure1）。当初は紫外線の可能性をうたがったが、演色照度計の製造元の KONIKA MINOLTA 社に問い合わせしたところ、ノイズであることがのちに判明した。

ⅱ演色性は LED が Ra（平均演色評価数）：94.2、蛍光灯が Ra：98.3であった（Figure2・3）。LED では Ra95の製品でも実際の資料展示の条件においては、Ra がその数値にわずかながらとどいていなかった。更に、赤の演色性を示す R9の数値が LED は91.7、蛍光灯は99.0であり、赤色を含む色の演色性が全体的に蛍光灯に劣っており、蛍光灯は LED と比較して演色性が優れていることがわかった。また、今回の測定を行う中で、交換時期の異なる同一製品の LED において演色性のバラつきが認められた。

ⅲ LED、蛍光灯点灯時の展示ケース内の照度のバラツキを検証するために、全点灯時の照度比較を行った。Figure4・5にある四角形が計測ポイントで、資料を並べる場所となる A ～ E を対象に比較した。計測ポイントの右側に照度を記載している。照度均斉度（最低照度と最高照度の比が1に近いほど照度のムラが少ない）が LED0.26、蛍光灯0.33、であった。LED が蛍光灯より展示ケース内の照度のバラツキが大きく、特に光源に近い上部中央は照度が高いが、四隅は照度が低くなることが明らかとなった。

ⅳ照明点灯時と消灯時の展示ケース内の温度変動を検証した。壁付展示ケースを対象に、①ハロゲンスポットライト・直管蛍光灯、②LED スポットライト・直管蛍光灯、③ LED

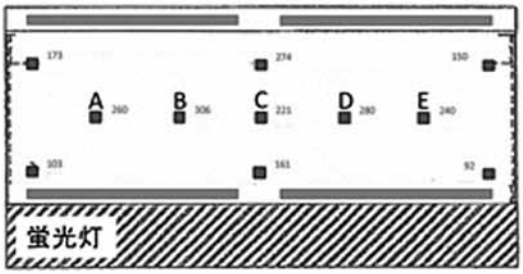

Figure5　蛍光灯の照度均斉度検証

Figure6　展示ケース内の温度変動

スポットライト・直管 LED、3つの異なる照明条件で、展示ケース内の温度変化の比較をおこなった。グラフは同じケースで連続して開室した4日間の5分ごとの平均温度から作成した。1日の開室時間は午前10時から16時半の6.5時間である。その結果、①は開室直後1時間で急激に温度上昇し、閉室時間の16時半頃には約2℃上昇して1日の最高温度を記録する。②と③も同様に開室直後より温度上昇を開始するが、①と比較するとゆるやかでその上昇は②が約0.8℃、③は約0.3℃であった。また、②と③では1日の最高温度を記録する時間帯が②が13時前後、③が15時前後にかけて徐々に上昇していることが明らかとなった（Figure 6）。

覗き展示ケースでの温度比較も同様の結果が出ており、照明の選択は展示ケース内の温度上昇に影響を与えることを確認した。これは、蛍光灯と LED の熱光源が異なり、LED の方が光源から発する熱量が少ないためと考えられる。

8　今後の課題

白熱灯や蛍光灯が使用できなくなる環境下において LED や有機 EL の評価がいま求められている。アーカイブズ展示で照明管理の適正化を目指して LED と蛍光灯の比較検証を行っているが、検証の途中であり、未だ課題が山積している。より精度の高い照明管理と適切な資料展示期間の設定のためにも、LED の特性を明らかにし、照明に起因する資料の損傷症例研究を継続していく必要がある。

その成果を元に、ICOM：International Council of Museum や照明学会などが掲げる蛍光灯を対象とした現行推奨照度が LED の設定照度に適合するかを検証することが、急務の課題である。

注

i 石崎武志　編著,『博物館資料保存論』, 講談社（2012年）より引用

ii 一般社団法人日本照明学会 HP より引用 https://www.ieij.or.jp/what/LED.html（最終アクセス2016年12月3日）

iii 展示方針については、拙稿「和書の展示技法と保存環境制御の実践―「和書のさまざま」展を素材として―」,『国文学研究資料館紀要 文学研究篇 第41号』, pp111-134（2015年3月）に詳細に述べている。

iv 壁付展示ケースでは、ハロゲンスポットライト は D110V90W・NP/E-W /10（Panasonic 製）、LED スポットライトは NNN02615BLE1（Panasonic 製）、直管蛍光灯は美術館・博物館蛍光灯（紫外線吸収膜付）は美術館・博物館蛍光 灯 FHF32N-EDL・NU（Panasonic 製・Ra：99）、直管 LED は LDL40SS/N/29/31（Panasonic 製・Ra：95）を対象とした。
覗き展示ケースでは、美術館・博物館蛍光灯 FLR20S・W-SDL・NU/M（Panasonic 製）、LSXW-0823-W-DF-I（プロテラス社製）を対象とした。

v ｉ分光分布波形と ii 演色性は、直管蛍光灯と直

管 LED を取り付けた壁付展示ケースを対象に演色照度計 CL70F（KONIKA MINOLTA 製）を用いて計測を行った。iii照度均斉度は、覗き展示ケースを対象に、照度計 Photo Recorder RHR-51（テイアンドデイ製）を用いて計測を行った。iv照明点灯時と消灯時の展示ケース内の温度変動は、壁付展示ケース、覗き展示ケースを対象に温度・湿度データロガーおんどとり RTR-72（テイアンドデイ製）を用いて計測を行った。

謝辞：照度均斉度の覗き展示ケース内の照度値は、パナソニック株式会社、パナソニック ES エンジニアリング会社より情報提供いただきました。心より感謝いたします。LED 照明に関する研究は JSPS 科研費 15K16280 の助成を受けたものです。

研修 C　質疑記録

小川千代子（国際資料研究所）：非常に新しい分野のご発表だったと思います、ありがとうございます。今回のお話を聞いていると展示ケースの話だったと思うのですが、これからは事務室や作業室などでも LED 照明を使うようになると思うのですが、展示ケースと事務室・作業室との整合性はどういったことを参照すればよいのか、ということが気になりました。展示の場合は色がちゃんと見えるかどうかということが大事になってくると思うのですが、事務室では人間がどういう影響を受けるのか、紙はどういう影響を受けるのか、それから色がちゃんと見える見えないということについて、我々は何を考えていく必要があるのか、という問題が出てくると思います。私は全くの素人なので、これらのことについて少しお話を伺えればと思います。よろしくお願いいたします。

高科：ご質問ありがとうございます。私自身展示照明のことを主に考えているところで、まだそういった事務室エリアなどでの影響ということについては調査対象としていないのですが、今お話しできることとして LED を事務室で導入したところでよく言われているのは、グレアというまぶしさなんですね。ご家庭でも LED を使われている方がだいぶ増えてきたと思うのですが、これまでの蛍光灯と比べましてかなりまぶしいとおっしゃられる方が多いんです。実際、さきほど紹介しました JIS の照明総則の方でも見直しが入りまして、LED になってからまぶしさを制限するために、照度を落としましょうということで照度の改訂が行われました。このようなことからまぶしさをどのように軽減するか、人が快適に働ける環境として光をどのように管理していくか、ということを考えていかないといけないですし、私自身もこれから勉強したいと思っているところです。

（司会・記録：江東区総務部総務課　蓮沼素子）

研修 D

太宰府市における行政文書の保存と公文書館の役割

太宰府市公文書館
藤　田　理　子

研修 D

はじめに

太宰府市は平成26年4月に太宰府市公文書館を開館した。その公文書館は、当市の文書主管課である文書情報課の下にあり、市の文書は現用から非現用までを同じ部署が一括管理するという体制になっている。

当市の文書管理に関する取り組みは、もともと現用文書と非現用文書とそれぞれ異なる部署の異なる流れの中で始まった。1つは、本庁の書庫機能改善を中心とした現用文書の適正管理を目指す文書担当部署の取り組み、もう1つは、昭和60年から始まった市史編さん事業の中での、保存年限経過後の文書を歴史資料として大切に保存していこうとする取り組みである。両者に共通する懸案の一つは、限られた人員とスペースで、必要な文書を適正な形で、しかも効率的に残していくにはどうすればよいか、ということだった。

1　太宰府市公文書館について

市史全巻刊行により役目を終えた市史編さん室は、平成18年4月に市史資料室と改称した。ゆくゆくはアーカイブズの設置を構想し、その準備室的役割を目論んで置かれた部署であるが、それまでに収集した資料や調査研究事項を市民の利用に供する業務と共に、非現用文書の保存活用に関する業務も担い、長らく仮置きの状態になっていた非現用文書を評価選別する取り組みを始める。数年間は当時の文書担当部署の協力を得つつ試行を重ねていたが、平成24年4月、文書主管課として新しく情報・公文書館推進課（現文書情報課）が出来、市史資料室はその下へ組み込まれた。その2年後、太宰府市公文書館の設置に至る。

館の建物は、旧国士舘大学太宰府キャンパスの教育施設の一部を利用したもので、改修費用約3,200万円。平成25年2月、国士舘大学より学校用地が市に譲渡され、それを受けて庁舎再配置の検討が始まった。建屋確保の目途がついたことで、それまで構想を持ちつつも長らく実現していなかった公文書館が遂に設置されることとなった。敷地には上下水道部等も移転し、市役所分庁舎としての名称は「上下水道事業センター」となった。

太宰府市公文書館は、公文書館法に基づき設置され、設置の目的として「地域文化の発展に寄与すること」を掲げる（太宰府市公文書館条例第1条）。構想当初から「文書資料部門」と「太宰府学研究センター部門」という2つの構成で考えられており、前者は行政文書に係る業務、後者は地域資料に係る業務を行う。館長は文書情報課長が兼任し、専門職員4名（職員1名・嘱託3名）という職員構成である。

2　行政文書保存の経緯

当市で非現用文書の保存を始めたのは平成5年5月のことで、市史編さん室が歴史資料としての観点から応急的に保存の取り組みを開始した。翌年1月には市史編集委員会が市長に宛てて「文書館設置に関する要望書」を

提出し、行政文書等の保存・閲覧およびそれらの調査研究を行う文書館の設置と非現用文書の選別を行う人員の恒常的配置を要望した。

ところで、当市の公文書館設置構想に関して大きなプレッシャーの1つとなったのが、福岡県の共同公文書館構想の進展であった。県と県内全市町村が共同で公文書館を設置・運営するという構想は全国初の試みであり、早くから市独自の公文書館設置を検討してきた当市としては、実行性を示さねばならなくなった。

当市では前述の通り、平成5年から非現用文書の保存に取り組んでいたが、明確な選別基準等が無かったため、文書を仮保存の状態でため込むばかりとなっていた。そこで平成21年6月に市史資料室で文書の第2次評価選別の試行と評価選別基準の検討を始め、平成23年3月、行政文書選別・保存審査委員会を設置し、非現用文書の選別及び収集、保存及び廃棄に関する決定を行うこととした。審査委員会の構成員は行政内部の者のみだが、文書の存廃決定について公平性・透明性を保持するという点に配慮し、市民及び学識経験者からなる公文書館委員会に文書の存廃に関する意見を聞くこととした。

そして平成24年4月、市史資料室が経営企画課から新設の情報・公文書館推進課（現文書情報課）へ所管替えとなり、現用文書と非現用文書を一連なりで管理出来る体制となった。

3　本庁における文書管理の変化

当市では平成7年にファイリングシステムを導入し、リテンションスケジュール表による文書の分類を始めたが、業務内容を基本とするワリツケ式分類が職員に浸透せず、平成15年の文書管理システム導入に伴い課ごと係ごとの組織別分類に見直された。

紙文書そのものの管理については、狭隘化する本庁書庫の機能改善のため、当時の文書主管課であった総務課情報法制係が平成21年から書庫の整理に着手した。県の緊急雇用創出事業により人員を確保し、保存すべき箱数の算出やデータ整備を行い、それまで課ごとに振り分けられていた棚を廃棄年度ごとの並びに配置し直した。文書情報課の設置以降、箱にバーコードシールを貼付し、箱情報のデータ登録が行われた。これにより、書庫内の文書の適正な流れが出来、職員誰でも文書の検索が可能となった。

平成22年以降は例規上の整備も行い、文書の保存年限見直しや、保存年限が経過した文書を移管できるよう文書管理規程を改正した。

ところで、文書主管課の守備範囲外の文書（書庫に入れずに各課が事務室等で管理しているもの）については、重要な文書の誤廃棄を防止するため、平成22年から文書の廃棄前点検を始めた。現在では、各課で廃棄予定の文書があれば公文書館に連絡、あるいは2か月に1度、定められた場所に各課が一斉に廃棄予定の文書を持ち込み、公文書館がそこで全てをチェックする、という方法が確立している。

4　文書移管作業の変化

平成26年6月から、従来の文書移管作業のやり方を大きく変えた。それまでは保存年限が終わる年度の前年に文書の存廃を箱単位で判断し、それを第1次評価選別としていた。この方法は、文書箱の側面に貼付された文書引継書を頼りに箱ごと保存か廃棄かを決めるものだが、引継書と箱の中身が一致していない場合が多く、また一時保管となる文書量が膨大となるのが問題であった。平成23年度からは前述の行政文書選別・保存審査委員会が機能し、第2次評価選別が進むようになったが、1次選別と2次選別の間に、文書と引継書データとを突合し、目録を作り直す作業

に多大な労力が割かれていた。そのため考案されたのが、文書が各課から文書主管課へ引き継がれるタイミングに合わせ、文書とデータの突合および1次選別を同時に済ませる方法であった。

文書の引継は年2回、それぞれ1週間程度の期間を設けて行われるが、事前に各課が引継書を作成する。そのデータをもとに公文書館が文書1件ごとの存廃を判定する。引継期間には公文書館・文書主管課・各課担当者が一緒に作業を行い、引継書データの突合と文書の箱詰め（廃棄年度ごと･存廃別）を行う。

保存年限が経過した文書箱については、時期を決めて各課の協力のもと移管分を公文書館へ搬入、廃棄分についてはこちらも共同で廃棄作業を行う。

この方法の変更により、公文書館へ移管される文書の大幅な減量が実現した。また、同時に作業を行うことで、人員不足のカバーはもちろん、公文書館・文書主管課・各課とのコミュニケーションが可能となった。そして何より、文書の廃棄前点検も含め、廃棄される前ではあるが、ほぼ全ての文書の処理に公文書館が関わることができるようになった。

5　保存・活用への現在の取り組み

市史編さんの時代から長らく、非現用文書のデータ管理ソフトとして「桐」を使用していたが、平成24年、市がシンクライアントシステムを導入したのを機に、データの共用がしやすい「アクセス」に変えた。また、公文書館も文書箱に本庁書庫の保管文書と共通のバーコードを貼付し、現用と非現用文書を一つの部署がしっかり把握できる形にした。現在、バーコードの利用により文書名・箱・棚位置等のデータと現物の紐付けが完了しており、どこからでも文書を探せる状態になっている。

ただし、文書の保管保存に対する職員それぞれの意識を高めていくことは重要なポイントである。文書移管作業の大幅な変更をした際に心配されたのが、「手間が増える」ことへの反発があるのではないかということであった。今のところ懸念はほぼ外れて順調に進んでいるが、この方法を定着させるために、職員の意識改革を行っていくことは重要である。その第一歩として、文書主管課では昨年度から、文書の廃棄作業に合わせてレクチャーを開催し、なぜ文書は保存すべきか等の説明を新規採用職員を主な対象として行っている。

おわりに　― 課題と展望 ―

これまでは行政利用を対象とした内向きの整備が主であったが、これからは、公文書館の本分である、市民の利用促進に向けての取り組みを積極的にしていかなければならない。

現在､公文書館では地域資料の利用に比べ、行政文書に関しては市民の利用がほとんどない状態である。その原因の1つは､市民にとって行政文書が具体的にどう役立つのか知られていない点にあると考えられる。よって公文書館では、まず市民に公文書館の役割と行政文書の有効性を知ってもらうため、昨年11月からパネル展示の実施と公文書館の見学会を開始した。この1年間は試行という気持ちもあり、公益財団法人古都大宰府保存協会の協力のもと、参加の呼びかけを「文化遺産調査ボランティア」（文化庁補助事業の中で発足。市民が多様な価値観を持って､市内の様々な文化遺産に関する情報を調査収集する活動を行う）に限定してきたが、今後は広報紙などで広く参加を呼びかけていく予定である。

また、利便性向上のため、誰もが利用しやすい検索システムの整備や、デジタルアーカイブ化も視野に入れた資料整理に力を入れなければならない。そのためには、限られた人員でいかに円滑に業務を進めていくかの検討が重要となるだろう。

研修Ｄ　質疑記録

司会：公文書館で資料を保存することを見据え、文書管理の段階から行政文書の引継・移管作業の効率化・適正化を図るとともに、行政文書を作成する職員の意識改革を進めるなど、行政文書の保存と公文書館の役割、そして課題についてご提示いただきました。それでは、少々お時間がありますので、ご質問をいくつかお受けしたいと思います。

早川和宏（東洋大学法学部）：文書引継ぎと同時に、文書情報課・公文書館・原課の三者立会いのもと第一次評価選別を行うということでしたが、三者立会いで行うというのは、例規上なんらかの根拠があるのでしょうか、それとも便宜上そうしているのでしょうか。

報告者：例規上は特に細かい定めはありません。この方法を採用する際にどこからも文句は出ず、スムーズにやるものだと受け入れられました。また、立会うのは若手が多いということもあり、抵抗なく業務として行ってもらっている状況です。

川上努（静岡県経営管理部総務局法務文書課）：二点、お聞きします。まず、第二次評価選別をする行政文書選別・保存審査委員会について、内部委員会ということでしたが、構成メンバーがどうなっているのかお聞かせください。次に、文書を引継ぐ際に第一次評価選別をするということでしたが、原課の何らかの意図、つまり固まりごとに箱分けされた文書を選別によってばらすことになり、関連する文書等々がバラバラになるように受け取れました。そうすると、最終的に保存するに当たり、漏れや落ちが出てしまう危険性があると懸念するのですが、その辺りのお考えやどのような形でフォローされているかをお聞かせください。

報告者：まず、行政文書選別・保存審査委員会のメンバーについて、文書主管課である文書情報課長と、現在は兼任ですが公文書館長、そして総務課長、都市計画課長、学校教育課長が例規で定められております。加えて、専門的な知識を有する職員を５人以内。これは個人を選ぶということで、現在は文化財課長、税務課の係長等が出ており、行政の事務が追えるような人選になっております。次に、選別で文書の固まりを崩すことについて、確かに職員から、これは本当に困るといった要望もあります。特に工事関係文書について、今のところ太宰府市では、竣工図書や写真は残し、契約変更は廃棄すると委員会で決めております。ただ、それでは困ると言われた場合、要望を容れることとしています。他にも、原課から文書の固まりを崩すべきではないという意見があった場合、一件ごとに委員会で協議して決定することとしています。

佐藤明俊（奈良県立図書情報館）：永年保存文書も公文書館で保管しているというお話がありましたが、公文書館に移管したうえで保存されている文書の位置付けはどのようになっているのでしょうか。

報告者：昭和30年に当時、太宰府町は合併しましたが、それ以前の永年保存文書は公文書館で保管することとしています。ただ、例規等で定めている訳ではなく、内々でそのようにしているという状況です。現在、永年保存となっている文書は、担当課が見直して永年保存から外し、公文書館に移管することができる取扱いになっています。

（司会･記録：名古屋市市政資料館　井上千絵）

研修 E

伊勢商人長谷川治郎兵衛家資料調査の概要

長谷川家資料調査委員会
門　　暉代司

研修 E

はじめに

三重県松阪市の長谷川家は、江戸時代には江戸に5店舗、三河国に1店舗の出店を構えた木綿問屋であるが、代々の当主は松阪の本宅に住みながら紀州藩の御為替御用や大年寄を勤めた典型的な「伊勢商人」であった。また、明治以降は衣料問屋・硝子問屋・不動産業・保険業等を営んできた。

松阪市は、平成20年度から29年度にかけて長谷川家所蔵資料約6万点の調査を実施している。この間、平成25年4月に長谷川家から土地・建造物・資料等の一括寄贈を受け、同年5月に建造物群・庭園を含む敷地全体が市史跡に指定された。また、平成27年3月に建造物群が県有形文化財（建造物）、庭園を含む敷地全体が県史跡及び名勝に指定され、さらに平成28年7月には建造物群が国重要文化財に指定された。

本稿では、創業以来の古文書、当主蒐集の蔵書・美術工芸品類、家族並びに店の生活道具類等々の調査概要、並びに今後の資料の保存と管理に関わる課題等を紹介する。

1　長谷川家の沿革

創業の祖とされる3代政幸は、延宝3年（1675）に「丹波屋次郎兵衛」を名乗って大伝馬町一丁目で木綿仲買店を創業し、貞享3年（1686）に木綿仲買兼仕入問屋となる。

その後、同町に新店・亀屋・戎屋を相次いで開業し、木綿・米・雑穀・干鰯・煙草等を商うが、やがて木綿商を専業とする。当主である政幸は、出店の経営一切を使用人に任せ、松阪に居住して木綿の仕入並びに資産や人事管理を行うが、木綿の仕入と販売も宝暦元年（1751）以降は江戸店で行うようになる。

中興の祖とされる6代邦淑は、安永4年（1775）に紀州藩の松坂御為替組に加入し、天明3年（1783）には大伝馬町一丁目へ向店を開業、その10年後の純資産は15万両にも達した。

その後、天保7年（1836）に三河国平坂の木綿買次問屋外山徳太郎店を併合、やがて江戸店の類焼、幕府御用金の賦課、安政の地震による罹災等が相次いだ苦難の時期も堅実な経営で乗り切っていく。

明治維新後は、自動織機の普及や安価な中国産木綿の輸入に押されて、国産の手織木綿業界が不況に陥ると、明治43年には新たに硝子店を開業する。その後、硝子問屋・衣料問屋・不動産業・保険代理店等の事業を営んできたが、現在は業態を変えられている。

2　過去の調査成果

長谷川家文書の本格的な調査は、東京都立大学の北島正元氏を中心として、同大学の松本四郎氏、東京大学史料編纂所の村井益男氏により昭和30年代に始まり、成果品として孔版刷りの『長谷川本家古文書目録』（以下「北島目録」という）が作成された。

また、その研究成果は吉川弘文館から北島正元編『伊勢商人と江戸店』として、昭和

37年に刊行された。

その後、昭和58年に『松阪市史 第12巻近世（2）経済篇』、平成10年に『三重県史 資料編近世4（上）』が刊行されたが、これらは「北島目録」に収載された史料の一部を翻刻・掲載したものである。

一方、写本・版本・巻子等の典籍類は、本格的な調査を行うことなく、手書きの仮目録があるのみであった。

また、掛軸・屏風等の古美術品類は、国や市の指定文化財や一部の著名な作者の作品以外は、秘蔵され、手書きの仮目録により管理されてきた。

3　長谷川家資料の概要

寄贈された長谷川家所蔵資料は、古文書類、典籍・美術工芸品類、民具類の3分野に大別できる。

⑴古文書類

① 本家の決算・資産管理関係帳簿類
② 江戸（東京）店から送られた半期ごとの決算帳簿類
③ 江戸（東京）店へ出した書状控帳
④ 松坂御為替組御用関係帳簿類
⑤ 三河国平坂店関係帳簿類
⑥ 店掟・家掟
⑦ 奉公人請状類
⑧ 不動産関係証文類
⑨ 家族・一族の冠婚葬祭記録
⑩ 茶会記・香会記等文芸資料
⑪ 私的な書状類・一枚文書類

⑵典籍・美術工芸品

① 国学・仏学・儒学・道徳・書道・漢詩集・俳諧・茶道・地誌・随筆等の和本類
② 掛軸・屏風・扁額・衝立・短冊・未装書画・捲り等

⑶民具類

① 生活用具類
② 商業用具類

4　調査事業の趣旨

⑴事業目的

創業以来340年余り、ほぼ完全に保存されてきた古文書・典籍・美術工芸品・民具類等を整理し、詳細目録を作成して資料の永久保存を図る。

⑵調査の基本方針

保存管理に資する目録とするため、原則として悉皆調査とする。

⑶事業主体

松阪市教育委員会

5　第1次調査（平成20～24年度）

⑴初年度補助金申請時の見込み

- 調査期間:3か年、調査対象史料概数（古文書と典籍）約12,000点

⑵調査機関の延長（変更申請）

- 調査期間：3か年 → 5か年
- 延長理由：史料点数の増加（約3万点）

⑶事業総額

- 16,570千円
  （内　国8,285千円、県1,234千円）

⑷調査推進体制

- 指導委員会（5名）、専門委員（20名）、調査補助員（若干名）

⑸調査方法

古文書班と典籍班に分かれ、古文書班は2種類の古文書調査カード（三重県史編纂グループの調査カードを準用）、典籍班は2種類の書誌カード（国文学研究資料館の版本・写本用書誌カードを準用）を使用した。

⑹調査実績

- 調査日数：延109日、延1,058名
  （1日平均9.7人）

⑺調査成果

- 『長谷川家文書調査報告書』平成25年3月刊行（300冊）
- 目録収録資料点数：古文書約23,000点、典籍約2,400点、計約25,400点

6　第2次調査（平成25～29年度）

⑴当初の調査対象資料の概数

- 古文書約3万点、典籍類約1,200点
- 美術工芸品約500点、民具類約2千件（新規調査、民具類の数量は1組を1件と表記）

⑵調査済み資料点数（平成28年9月現在）

- 古文書約24,800点、典籍・美術工芸品約1,700点、民具類約2,200件、計28,700点

⑶事業総額（見込み額）

- 30,125千円（内　国12,250千円、県1,714千円）

⑷調査推進体制

- 指導委員会（7名）、専門委員（25名）

⑸調査方法

- 古文書班、典籍・美術工芸品班、民具班（新規）の3班編成で実施
- 古文書班と民具班は、作業効率を上げるため、カードを使用せずにパソコンへ直接入力
- 典籍・美術工芸品班は、従来の書誌カードとパソコン直接入力を併用
- 現存する民具類は膨大な数量に及ぶため、民具班は保存すべき物件と廃棄すべき物件を取捨選択しながら、すべての保存物件の写真データを作成

⑹平成25～27年度の調査実績

- 事業費：15,300千円
- 調査実績：延187日、延1,055名（1日平均5.6人）

⑺調査成果

平成29年度中に『長谷川家資料調査報書第2集』を刊行予定（300冊）

7　今後の課題・問題点

⑴資料の整理・保存方法の検討

- 調査時には、仮に短冊紙に整理番号を記入し挟み込んだが、今後、整理番号の付け方の検討を要する。
- 資料を収納する箪笥・長持・本箱・木箱等の損耗が著しいため、整理棚や保存箱の新調が必要となる。
- 特殊コレクション「餅舎」資料は、古文書・典籍・美術工芸品・民具類に分散し、目録ではそれぞれ別冊に収載されるため、その取扱い方の検討を要する。

⑵資料保管場所の確保

膨大かつ多種多様な資料は、土蔵以外に主屋の屋根裏や押入、物置等に分散して収納されているため、新たな収納スペースの確保が必要となる。

⑶個人情報を含む近現代資料の取扱い

現存する資料の中には、現在の長谷川家ご家族の資料も一部含まれるため、刊行する目録から除外し、閲覧も制限するなどの配慮を要する。

⑷資料展示方法の検討

長谷川家文化財専門委員会において、建造物群の本格的な修理計画が検討されていくことになるが、邸内における資料の公開・展示計画についても検討が必要となる。

⑸資料閲覧方法の検討

開館に伴い、資料閲覧希望者等への対応も求められるため、閲覧室の確保、閲覧・掲載規定等の制定、申請・許可書類等の整備が必要となる。

⑹文化財指定の検討

長谷川家資料は、文化財としての価値は極めて高いものの、文化財指定区分となると古文書・典籍・書跡・絵画・工芸品等多分野に亘るため、一括して歴史資料として指定される可能性が高い。しかし、膨大な資料の成立時期は、戦国時代から現在までと幅広く、その文化財的価値の高低差も著しいため、取捨選択が必要になろう。

⑺専門職員の確保

文化財施設の維持管理、資料の保存･管理･公開・閲覧等に当たっては、専門的な知識を有する学芸員等の人材の確保が必要となる。

まとめ

典型的な伊勢商人の長谷川家には、創業期から現在に至るまでの土地・建造物群・資料がほぼ完全に保持されるとともに、江戸時代以来の「家」の年中行事等も守り継がれてきた。これら有形無形の歴史的文化遺産は、伊勢商人の「生きた証」であり、全国的にみても極めて稀有な例でもある。

本調査を通じて、貴重な文化遺産を恒久的に保存するには、そこに従事する「ひと」の熱意と努力に委ねられることを実感した。

研修 E　質疑記録

司会：伊勢商人で木綿問屋を営んだ長谷川家、江戸店と松阪本宅があり、松阪本宅に残された資料が、創業以来ほぼ完全に保存されてきた。古文書・典籍・美術工芸・民具のみならず、建造物・庭園さらには無形文化財ともいえる長谷川家で継承されてきた年中行事などもあり、史料整理に関わる我々にとって、あらゆる課題が揃っている報告でしたが、少し時間がありますので、質問などを受け付けたいと思います。

田渕正和（日本大学企画広報部広報課）：27頁の北島グループによる古文書調査のメンバーとして紹介されている村井益男先生は「日本大学名誉教授」とあるが、名誉教授にはなっていないのではないか。確認・訂正をお願いします。

報告者：確認のうえ訂正します。

坪内淳仁（宇治市歴史資料館）：整理された後の公開・保存について、教えて下さい。

報告者：長谷川家旧宅は文化財指定を受けており、敷地内に新たに展示・収蔵施設を設けることは出来ない。別の場所を考えなくてはならない。古文書の公開・保存については、三重県史編纂時にマイクロ撮影していますが、全体的にはほとんど未撮影といえます。将来的には写真・画像による保存も考えています。

内田俊英（丸亀市議会）：史料整理にあたり、選別という報告がありましたが、その基準について教えて下さい。

報告者：基本的には古文書類は全て保存です。戦後の長谷川家の個人的なものも整理しますが、公開用の目録からは外します。典籍類については、戦後のものは、図書館などに移管する等、戦前・戦後がひとつの基準になるかと思います。民具、特に寝具や建具等数量が多く、保管にスペースを取るものについては、現在主観で選別しています。寝具等の整理方法、先進事例があれば教えて頂きたい。

（司会・記録：金沢市玉川図書館近世史料館　小西昌志）

大　会　参　加　記

三重県大会を振り返って

川越町教育委員会
渡　會　仁　美

はじめに

今大会の会場の一つである三重県総合博物館（通称：MieMu）は平成26年4月にオープンし、博物館に公文書館としての機能を持ち合わせた総合博物館として注目を集めている。開館以来、全国博物館大会や国文学研究資料館主催のアーカイブズ・カレッジ等が開催され、そしてこの度、全史料協第42回全国大会が開催となった。限られた予算・人員の中で研修に参加するのは容易ではないが、地元県での開催であることにより、その恩恵に与っているといっても過言ではない。その点においてこの3年はとても恵まれた年であったと感じる。

今回は、三重県歴史的・文化的資産保存活用連携ネットワーク（以下､みえ歴史ネット）の会員館として、微力ながら運営の補助とともに、大会に参加させていただけることになり、貴重な講演を拝聴する機会をいただけたことに感謝するばかりである。

研修会

初日は、みえ歴史ネットでの運営補助として参加者受付を行う中、平成27年度アーカイブズ・カレッジでご一緒した方と再会。遠方館の方とはなかなかお会いする機会がないため、こういった場はありがたいものだ。

その後、研修会Ｄ「太宰府市における行政文書の保存と公文書館の役割」に参加し、自治体史の編さん事業に伴う行政文書の選別保存の変遷について話を聴いた。公文書管理法施行により管理体制の見直しがされているものの、未だ各課の判断のみで文書の選別・廃棄作業を行っている自治体が多いことだろう。なおかつ数年単位で職員が異動するという体制であることも起因してか、文書の所在や有無がわからなくなっているということも稀ではない。集合的な文書管理体制への移行や選別方法を改革していくことはもちろん重

受付風景

要だが、それ以前に職員の文書管理に対する意識を変えることが大きな課題となるのではないだろうか。適切な文書管理・保存活用のためには、文書の作成者である職員が「なぜ」保存する必要があるのかを理解することが必須であると改めて考えさせられた。

２日目

翌日は調査・研究委員会による学校アーカイブズと地域の組織・団体アーカイブズについての報告から始まった。昨年度実施されたアンケートに基づく結果報告では、自治体史編さんにあたり、地域のアーカイブズの調査・整理を行っている事例がある一方で、編さん終了後に所有者の急逝や組織解散などにより散逸してしまうケースも少なくないとのこと。また、学校アーカイブズについては、管轄部局（首長部局と教育委員会）による認識の違いもあり、あまり積極的な動きは見られていないようである。どちらのケースにおいても人員やスペース・予算の制限があり、積極的な保存への関わりが難しい状況にあるのには同意するばかりだ。それ故にそれぞれの所有組織での工夫が求められるものの、やはり地方自治体のアーカイブズ機関は地域のアーカイブズの最後の受け皿として頼りにしてもらえる場でありたいと思う。

続いての国文学研究資料館の青木氏による活動報告では、近年多発している自然災害におけるアーカイブズ・レスキューの現状を知るとともに、助けるだけでなく助けられる側になり得ること、そして災害時に受援の声を上げる心構えをすることが必要であるということを再認識した。ここでも自治体や職員の公文書管理に対する意識の持ち方がレスキューの可否に影響するのだ。職員自身が救助を行えなくとも、各地で発足している資料ネットワークによるレスキュー等につなげることができるかの分かれ目になるだろう。

三重県は1959年の伊勢湾台風で甚大な被害を受けており、防災対策が進んでいるとはいえ、台風・地震による水害が発生する可能性は高い。昨今の災害発生状況を踏まえ、防災の面から見た資料保存についても今一度考えていきたい。

大会テーマ研究会

今大会は「博物館でアーカイブズ」というテーマのもと、三重県総合博物館の藤谷氏と、戸田市立郷土博物館の吉田氏の報告を聴いた。どちらも博物館機能と公文書館機能が併設されている機関であり、さらに隣接施設または同一施設内に図書館が入っているため、MLA 連携としては理想的な環境である。

三重県総合博物館では公文書館における閲覧利用だけでなく、博物館機能を利用した企画展示として公文書と合わせて博物館資料を用いた実物展示を行うなど、公文書館機能の普及活動にも取り組んでいるという。協働的な展示活用の容易さは博物館機能と公文書館機能が一体化している強みと言えるだろう。また、三重県総合博物館が事務局となっているみえ歴史ネットの活動で挙げられた所在確認調査・現況確認調査は、当町でも事務局に指導・協力を仰ぎながら調査を行なっている。民間所在の歴史資料についても継続した調査・状況把握を行うことが地域アーカイブズの散逸を防ぐ手立てであり、いざという時のレスキューにつながる情報源ともなることから積極的な取り組みが望まれる。

戸田市の報告では施設移転に伴う資料廃棄問題が挙げられると、会場からも「あぁ…」という声が上がり、やはりどこでも抱えている問題は同じであることがうかがい知れた。現在はアーカイブズ・センターの開設などに伴い保管体制が整えられるも、歴史的公文書については収集に留まっており閲覧に至っていないとのことで、作業人員や制度、公開するスペースなど問題は多いようだ。郷土博物館の教育普及事業や博学連携事業の取組みも

大野館長

興味深い。多数の講座や出前授業、学校見学の受け入れなどをはじめ、学校が博物館を効果的に利用するために教員側との情報共有を行い、学校カリキュラムに展示を連携させることで、段階的に博物館を利用する機会が提供されている点はぜひ見習っていきたいと思う。

おわりに

閉会行事で三重県総合博物館の大野館長が口にされた「出会い系博物館」という言葉がとても印象に残っている。知識との出会い、歴史との出会い、そして人との出会いなど、博物館では様々な出会いが待ち受けている。私自身も多くの出会いを与えてもらってきた。博物館だけでなく、図書館、文書館が相互的に働きかけ、互いの機能を補い高めていくことで出会いをより豊かなものにすることができるだろう。郷土資料館の担当職員として出会いを提供する側に立った今、私にできることは何か。また、地方自治体の行政職員としてできることは何か。それぞれの立場からアーカイブズの必要性、重要性を伝えていけるよう努めたい。

第42回全国（三重）大会に参加して

枚方市教育委員会
稲　吉　昭　彦

平成28年11月10日・11日に三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」・三重県総合博物館「MieMu（みえむ）」で、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会の第42回全国（三重）大会が開催された。以下、参加した研修会・委員会報告・活動報告・大会テーマ研究について書き記す。

研修会は大会1日目にAからEまでの5つが実施された。

研修会Aでは、三重県総合博物館の視察が行われた。平成26年4月に開館した三重県総合博物館は、博物館機能に公文書館機能を主要業務として位置づけられた博物館である。視察では、まず三重県総合博物館の概要説明を受けた上で、展示室・収蔵庫・資料閲覧室等の施設を見学した。公文書の収蔵スペースの確保が課題となると推察される。この課題に三重県総合博物館がどのように取り組むのか、今後の展開に注視したい。

研修会Bでは、京都大学大学文書館の西山伸氏が「アーカイブズ入門－組織におけるアーカイブズの役割－」を報告した。西山氏は、京都大学大学文書館を事例として、業務内容や大学文書館と各部局との関わりから、組織内におけるアーカイブズが果たす役割の重要性を述べられた。展示業務と他の業務との時間配分に苦心されている点が印象的だった。

研修会Eでは、長谷川家資料調査委員会の門暉代司氏が「伊勢商人長谷川治郎兵衛家資料調査の概要」を報告した。報告では、長谷川治郎兵衛家調査の経緯や成果のほか、旧蔵資料の内容の説明があった。また、長谷川治郎兵衛家の古文書・典籍・美術工芸品・民

具類等は、ほぼ完全に保存されてきたとのことである。資料群の量・質ともに圧倒されたと同時に、資料群の保存を図る上で常勤の専門職員を確保する必要があると感じた。

大会2日目は、委員会報告、活動報告、大会テーマ研究会が実施された。

委員会報告は、嶋田典人氏と山本太郎氏が「学校アーカイブズと地域の組織・団体アーカイブズの保存のために－アンケートのまとめと課題－」を報告した。

まず、山本氏が「地域の組織・団体アーカイブズに関する調査」を報告した。報告では、地域の組織･団体アーカイブズに焦点をあて、組織・団体アーカイブズの実態や公開・非公開の状況等のアンケートを行い、その結果、多くの機関が近現代の組織・団体アーカイブズを対象としていること、収蔵スペースや人員を理由とする資料保存の現実的制約があること等の現状が明らかになったという。

続いて、嶋田氏が「学校アーカイブズに関する調査」を報告した。報告では、これまで見過ごされてきた学校アーカイブズに注目し実態把握と保存・活用に向けての課題を分析している。分析によって、保存されている学校アーカイブズは「創立周年記念誌等」や「学校要覧」等であったことがわかったという。

アンケートは機関会員を対象としているが、それ以外の「地域」においても同様の現状であるか否か、気になるところである。

活動報告は、青木睦氏「日本におけるアーカイブズ・レスキュー活動のネットワーク－全史料協の災害対応を中心に－」と新井浩文氏「国立公文書館作成『日本におけるアーキビストの職務基準』について」の報告が行われた。青木氏の報告では、地震や台風等によって被災した歴史文化情報資源のレスキュー活動の紹介と文化財防災ネットワークにおける全史料協の役割が述べられ、防災計画の策定や民間資料所在のシステム構築の重要性が指摘された。新井氏の報告は、国立公文書館が作成した『日本におけるアーキビストの職務基準』について、これまでの経緯と現状を説明した上で、会員からの意見を紹介した。

「日常的にやっていただきたいのは、被災地の救助対象となる資料の目録作成と所在確認」という青木氏のメッセージは、深く心に刻まれた。

大会テーマ研究会は、大会テーマとして「博物館でアーカイブズ」を掲げて、三重県総合博物館の藤谷彰氏による「三重県総合博物館のアーカイブズ業務」と戸田市立郷土博物館の吉田幸一氏による「戸田市立郷土博物館とアーカイブズ・センター」が報告された。

藤谷氏の報告は、三重県総合博物館の公文書機能の具体的な取り組みを通じて、博物館におけるアーカイブズ業務の特質を述べられ、博物館機能に公文書館機能を一体化した経緯や組織体制、保存・整理作業・利用、普及活動等を説明した。

吉田氏の報告は、戸田市立郷土博物館とアーカイブズ・センターの事業概要やアーカイブズ・センターの設立とその後の展開、現状と課題点等を述べられた。アーカイブズ・センターは、郷土博物館の組織内での機能の一つであるが、独自の名称を名乗り、アーカイブズ事業を展開している。アーカイブズ・センターと名乗るのは、組織内での埋没を防ぎ、対外的に認知させるためとのことである。

藤谷氏と吉田氏の報告を受け、公文書館を設置していない自治体が参考となる事例と感じた。自治体の中には、組織の意向や財政上の問題といった諸事情により、公文書館設立の計画を断念することがあるだろう。特に多くの市町村では、数少ない人員の中で事業を展開する必要があり、公文書館機能を担う組織を独立して設けることが難しい場合もあろう。戸田市立郷土博物館のように、組織上博物館の一部でありながら、アーカイブズ・センターを設けて、アーカイブズ業務を展開することは、公文書館機能の重要性を内外に認知させる有効な手段の一つと思った。

第 42 回全史料協全国(三重)大会を終えて

三重県総合博物館　藤　谷　　彰

全史料協全国（三重）大会は、平成28年11月10日（木）・11（金）の2日間、三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」をメイン会場に、三重県総合博物館を視察会場として開催され、両日で229名の参加者があった。開催県の大会事務局担当者として、大会を振り返りたい。

大会準備・企画について

三重大会は、昨年度の秋田県大仙市での大会と併行して、何をテーマとし、どのような大会とするのかを大会・研修委員会で検討してきた。大仙市の大会では、公文書管理法の生みの親である上川陽子氏（初代公文書管理担当大臣）の記念講演会を中心に据えて開催したが、三重県では、公文書館を単独で設置しておらず、総合博物館に公文書館機能が一体化されているという特徴を生かしたテーマを考えて進めることとした。複合施設としての機能を最大限に活かした取り組みの紹介や新しいアーカイブズの姿を模索するため､「博物館でアーカイブズ」というテーマを設定して、大会の企画準備を行った。

1日目の研修会では、三重県総合博物館を視察先として、公文書館機能のエリアを中心に施設見学を行い､その後の研修会では､アーカイブ入門・LED に関する研修、公文書・地域資料に関する研修の合計4つの分野の研修会を行うこととした。

2日目は、活動報告と大会テーマに関する報告及び意見交換等を行うこととし、活動報告は、レスキュー活動に関するものとアーキビストの職務基準に関する報告とした｡また、大会テーマ報告は、テーマに即して、博物館に公文書館機能を有する2館の報告を行ったのち、会場も含めての意見交換を行うこととした。

アンケート結果と今後に向けた課題について

アンケート結果の一部であるが、紹介したい。研修会の視察は、参考になったと肯定的な意見が多かったが、一方でバックヤードと展示見学は欲張りすぎたのではないかというような意見もあった。調査研究活動では、学校アーカイブズの取扱いについての意見が見られた。大会テーマやその報告については、MLA 連携の利点を理解した、連携にはメリットがあるという意見の一方で、博物館に偏りすぎ、単独館を進める報告を期待するような意見もあった。

大会テーマに即した今後の課題として、複合館であっても、博物館機能、公文書館機能のそれぞれの機能の特性を活かした活動を行うことが重要であることや、公文書館機能の普及活動の必要性についても確認された。今後の当館の運営にも活かしていければと思う。

最後に、大会講師・報告者・大会・研修委員事務局・委員の皆さまには、大変お世話になった。謝意を表したい。

会　員　動　向

区　　分	H28.9.1 現在	入会	退会	H29.2.1 現在
機　関　会　員	136	1	0	137
個　人　会　員	295	2	2	295
合　　計	431	3	2	432

◎新規会員

（1）機関会員　　富士通（株）公共・地域営業グループ
　　文教ビジネス推進統括部　ソリューション推進部［東京都］

（2）個人会員　　蜂谷紀之［熊本県］、香川純一［東京都］

＊敬称略。退会者と変更事項については省略しました。

◆ 会誌『記録と史料』第28号原稿募集のお知らせ ◆

2018年3月刊行予定で、会誌『記録と史料』第28号の編集を開始します。

この号でも、研究、アーキビストの眼、世界の窓、アーカイブズ・ネットワークや書評と紹介などのシリーズを掲載していきます。投稿希望の方は2017年7月末日までに広報・広聴委員会にご連絡ください。

会員のみなさまの積極的な投稿をお待ちしています。

■編　集　後　記■

○会報第101号をお届けします。今回は昨年11月に開催された三重大会の特集号です。「博物館でアーカイブズ」という大会テーマは、さまざまなアーカイブズのあり方を知る良い機会になったのではないでしょうか。報告者や研修会講師の皆様、三重県総合博物館をはじめ運営にたずさわった皆様にあらためて感謝申し上げます。平成29年度の大会は11月に神奈川県相模原市で開催いたします。ぜひ大勢のご参加のもと、アーカイブズの発展のため議論を深めてまいりましょう。（た）

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会　会報第101号　2017（平成29）年3月31日発行

全史料協事務局　埼玉県立文書館　〒330-0063　さいたま市浦和区高砂4-3-18
TEL：048-865-0112　FAX：048-839-0539

広報・広聴委員会事務局　福井県文書館　〒918-8113　福井市下馬町51-11
TEL：0776-33-8890　FAX：0776-33-8891